

新宿区教育ビジョン（素案）に対する

「パブリック・コメントにおける意見要旨と教育委員会の考え方」

「地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

平成 30(2018)年 2 月

新宿区教育委員会

【目 次】

- 1 新宿区教育ビジョン（素案）に対する
パブリック・コメント等の実施結果（概要） 1
- 2 新宿区教育ビジョン（素案）に対する
パブリック・コメントにおける意見要旨と
教育委員会の考え方 3
- 3 新宿区教育ビジョン（素案）に関する
地域説明会における意見・質問要旨と回答
要旨 39

1 新宿区教育ビジョン(素案)に対するパブリック・コメント等の実施結果(概要)

I パブリック・コメントにおける意見について

1 パブリック・コメントの実施期間

平成29年10月25日(水)から11月27日(月)まで

2 意見提出者数及び意見数

意見提出者 17名
意見数 117件

意見項目の内訳		件数	意見番号
1	教育ビジョン全般	18件	No.1~18
2	施策1 確かな学力の向上	14件	No.19~32
3	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	13件	No.33~45
4	施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	2件	No.46・47
5	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	8件	No.48~55
6	施策5 家庭の教育力の向上支援	4件	No.56~59
7	施策6 生涯の学びを支える図書館の充実	7件	No.60~66
8	施策7 子どもの安全の推進	8件	No.67~74
9	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	10件	No.75~84
10	施策9 学校の教育力の強化	17件	No.85~101
11	施策10 学校環境の整備・充実	9件	No.102~110
12	その他	7件	No.111~117
合計		117件	

3 意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	8件
B	意見の趣旨は素案の方向性と同じ	12件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	8件
D	今後の取組みの参考とする	18件
E	意見として伺う	42件
F	質問に回答する	17件
G	その他	12件
	合計	117件

4 提出方法

ホームページ	13件
持参	2件
ファックス	2件
郵送	0件
地域説明会 会場	0件
合計	17件

II 地域説明会における意見について

1 地域説明会の実施期間

平成29年10月31日(火)から11月19日(日)まで
地域センター(全10所)で実施

2 出席者数及び意見数

出席者 96名
意見数 75件

意見項目の内訳		件数	該当No.
1	教育ビジョン全般	9件	No.1～9
2	施策1 確かな学力の向上	6件	No.10～15
3	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	7件	No.16～22
4	施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	6件	No.23～28
5	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	8件	No.29～36
6	施策5 家庭の教育力の向上支援	4件	No.37～40
7	施策6 生涯の学びを支える図書館の充実	1件	No.41
8	施策7 子どもの安全の推進	2件	No.42・43
9	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	12件	No.44～55
10	施策9 学校の教育力の強化	9件	No.56～64
11	施策10 学校環境の整備・充実	6件	No.65～70
12	その他	5件	No.71～75
合計		75件	

3 意見の計画への反映等

A 意見の趣旨を計画に反映する	1件
B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	13件
C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	4件
D 今後の取組みの参考とする	9件
E 意見として伺う	18件
F 質問に回答する	30件
G その他	0件
合計	75件

2 新宿区教育ビジョン（素案）に対するパブリック・コメント

における意見要旨と教育委員会の考え方

平成 29 年 10 月 25 日（水）から 11 月 27 日（月）にかけて実施した、新宿区教育ビジョン（素案）に対するパブリック・コメントにおける、意見要旨及び教育委員会の考え方をまとめたものです。

〔意見提出者及び意見数〕

意見提出者 17 名 意見数 117 件

≪記載内容は、以下の項目を設け整理しています。≫

項 目	説 明
【施 策】	ご意見をいただいた内容が、施策体系のどの分野に該当しているかを示しています。
【意見要旨】	基本的には、原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【教育委員会の考え方】	いただいたご意見について、教育委員会の考え方を示しています。また、教育委員会に対する質問については、回答を記述しています。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
1	教育ビジョン全般	素案4ページ「1 目的・位置付け」に、「教育ビジョンは、教育基本法第17条に定める…」とありますが、教育基本法第17条第2項と考えてよいか。また、教育基本法第17条第1項に定める、今後5年間に国として実施すべき教育施策に関する第三期教育振興基本計画との関係をご説明ください。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 ご指摘のとおり、教育ビジョンは教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画として策定するものです。 また、教育ビジョンは、同法第17条第1項に基づき国が策定する教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、新宿区における教育の振興のための施策の基本的な計画として策定するものです。 ご指摘をふまえ、「教育基本法第17条に定める」を「教育基本法第17条第2項に定める」に修正します。
2	教育ビジョン全般	素案4ページ「2 基本的構成・計画期間」にある「個別事業」は、国の第三期教育振興基本計画（平成30年度から5年間）を参酌して、平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの3年間を見直すということによいか。また、国の第四期教育振興基本計画（平成35年度から5年間）を参酌して、平成36（2024）年度から平成39（2027）年度までの4年間を見直すということによいか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 教育ビジョンは、教育基本法第17条第1項に基づき国が策定する教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、新宿区における教育の振興のための施策の基本的な計画として策定するものです。国の教育振興基本計画の改定等があった場合には、その内容を参酌し、必要に応じて教育ビジョン及び個別事業の見直しを行います。
3	教育ビジョン全般	教育ビジョン（素案）要約版にある「新たな新宿区教育ビジョンの策定方針」（平成29年4月教育委員会決定）をお示しください。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 新たな新宿区教育ビジョンの策定方針について（平成29年4月教育委員会決定）の概要は以下のとおりです。 1 教育ビジョンの位置付け及び策定の方向性 ・教育ビジョンは、教育目標を達成するために今後取り組むべき課題を整理し、新宿区の目指す教育と、その実現のための施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにするものとして策定する。 ・教育ビジョンは、教育基本法第17条に定める「教育振興基本計画」として位置づける。 ・教育ビジョンの策定にあたっては、教育をめぐる状況の変化に伴う新たな課題に的確に対応するとともに、学習指導要領の改訂の内容をふまえる。 ・教育ビジョンの策定にあたっては、新宿区教育大綱の理念をふまえる。 ・教育目標を達成するため、新宿区の目指す教育として、3つの柱をベースに策定する。 2 教育ビジョンの期間は、平成30～39年度の10年間とする。 3 主な内容は、策定趣旨及び施策体系、現状と課題、取組の方向性、3年間の個別事業等とする。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
4	教育ビジョン全般	素案5ページ「3 新宿区基本構想等との関係」にある新宿区教育大綱と今回の教育ビジョンについて、新宿区教育大綱の「理念」と、素案2ページの教育大綱で、「新宿区総合教育会議において」平成27年11月段階で「新宿区と教育委員会は(第一期)新宿区教育ビジョンの理念を共有し」にある「理念」との違いをご説明ください。また、新宿区総合教育会議は、今回の教育ビジョン(第二期)について容認するというのでよいか。それとも、あらためて新宿区総合教育会議を開催して、区長と教育委員会が十分な意見交換と議論を行い、「新宿区教育大綱」の再確認を行うのか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 教育大綱の策定にあたっては平成27年度開催の総合教育会議において第一期教育ビジョンの3つの柱に沿って十分な意見交換を行い、理念を区長と教育委員会で共有した上で、教育ビジョンの3つの柱を教育大綱の4つの柱に据えたかたちで策定されました。 この第一期教育ビジョンの3つの柱は、子どもたちの育ちを見据えた長期的な展望に立ったものであり、新たな教育ビジョンにおいても3つの柱に示す教育の実現を引き続き推進するものとしたことから、教育大綱と新たな教育ビジョンについても引き続き理念を共有しているものと考えます。 なお、総合教育会議において教育大綱の再確認を行う予定はありませんが、今年度の総合教育会議において、教育ビジョンの策定を念頭に置きながら「今後10年間を見据えた子どもの育ち」を観点とした意見交換を行い、区長と教育委員会で教育課題の共有を図りました。
5	教育ビジョン全般	素案27ページの※印にある「教育ビジョンと新宿区第一次実行計画は施策体系が異なるため、事業の名称や構成が相違しているものがあります。」には納得できかねます。確かに施策体系が異なるのかもしれませんが、素案5ページの「3 新宿区基本構想との関係」には、「具体的な取組の内容について、…実行計画や次世代育成支援計画等との整合を図っています。」とあります。また、4ページの「1 目的・位置付け」には、「教育ビジョンは、…区民に分かりやすく示していくことを目的としています。」とあり、これらとは相反していると考えます。そこで、29ページの個別事業一覧は変更せずに、33ページ以降の各個別事業名を工夫して、区民に少しでもわかりやすく示していただきたい。	G その他	ご意見をふまえて文中の表記を修正します。 実行計画事業については各個別事業の説明ページに計画事業番号を併記するとともに、教育ビジョンと第一次実行計画で事業の名称が異なるものについては実行計画事業名を併記します。
6	教育ビジョン全般	教育ビジョン(素案)要約版にある「教育課題に対するこれまでの取組状況」や「学習指導要領の改訂と教育をめぐる近年の動向」について、年表的に時系列で示してもらった方が区民としては分かりやすい。ただし、作業が煩雑化して大変な場合、ホームページ等に後日掲載する方法でも構わない。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 なお、教育委員会におけるこれまでの主な取組については、教育委員会が毎年度発行している「新宿区教育委員会データブック」に掲載の教育史年表の中で時系列で記載し、公表しています。
7	教育ビジョン全般	本計画の中に、教育ビジョン個別事業(平成28年度～29年度)との関連表を掲載してはどうか。参考までに、教育ビジョン個別事業(平成24年度～27年度)の44・45ページにある個別事業(平成21年度～23年度)との関連表や、教育ビジョン個別事業(平成28年度～29年度)の52・53ページにある個別事業(平成24年度～27年度)との関連表のようにすると、区民に分かりやすい。	G その他	ご意見は実施を予定していた内容です。 教育ビジョン個別事業(平成28年度～29年度)との関連表を資料編に掲載します。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
8	教育ビジョン全般	<p>本計画の資料編として、次のようなものを掲載してはどうか。</p> <p>① 教育委員会定例会・臨時会における審議経過として、その開催日と内容。</p> <p>② 教育ビジョン(素案)要約版の「5 素案の作成経過」にある、「教育委員会事務局において学校長及び関係管理職からなる検討会議」の開催日と主な検討内容。また、関係管理職(役職名のみで構わない)、設置要綱、その他作業部会の開催回数を記述されるとなおよび。</p> <p>③ 教育ビジョン(素案)要約版の「5 素案の作成経過」にある、「教育懇談会」の開催日と主な内容。また、「懇談会の構成」として、役職と人数のみで構わないので記述されるとなおよび。</p> <p>④ 教育ビジョン(素案)要約版の「5 素案の作成経過」にある、「学校教職員及び社会教育委員に対する意見聴取」の実施時期と対象者。対象者には区立中学校生徒会役員交流会を含めてもよい。</p>	G その他	<p>ご意見は実施を予定していた内容です。</p> <p>教育ビジョンの策定経過資料として、①教育委員会における審議経過、②教育ビジョン検討会議の開催経過、③教育懇談会の開催経過、④ 学校教職員及び社会教育委員に対する意見聴取の実施等について、資料編に掲載します。</p>
9	教育ビジョン全般	<p>予算の実績、見直し金額を記載する。</p>	E 意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>教育ビジョンは、今後10年間で新宿区が目指す教育とその実現のための施策や事業を総合的・体系的に明らかにするものであるため、予算額等は掲載しない考えです。なお、個別事業のうち実行計画事業に位置付けられているものについては、区が平成30年1月に策定する第一次実行計画に3年間の事業費等が掲載されています。</p>
10	教育ビジョン全般	<p>いくつかの用語について。スーパーバイザー、レファレンスという言葉は、一般的な意味のあるもので、素案にあるような特殊な意味に限定して用いるのは適切でない。また、部局という言葉は理解しづらいので、分かりやすい言葉に置き換えるか、十分な説明を加えるのが望ましい。</p>	G その他	<p>ご意見をふまえて文中の表記を修正します。</p> <p>「スーパーバイザー」については、スクールソーシャルワーカーの事業では専門的な用語として用いているため、欄外に用語解説を設けています。</p> <p>「レファレンス」については、これまででも分かりにくいのご意見・ご指摘を頂いてきたことから、「レファレンス(調べ方案内)」とし、図書館サービスとしてイメージしやすく記載していますが、より分かりやすいように欄外に用語説明を加えます。</p> <p>また、「部局」については、使われている文章の内容によってわかりやすい表現となるよう工夫します。</p>
11	教育ビジョン全般	<p>計画が策定された直後に改元が行われるので、西暦を併記する。</p>	G その他	<p>ご意見をふまえて文中の表記を修正します。</p> <p>平成31年度以降の年号の表記がある箇所を中心に、西暦を併記します。</p>
12	教育ビジョン全般	<p>素案15ページ「○ 学校と地域との連携・協働」にある「中央教育審議会が平成27年12月に答申」は、84ページにもあるとおり三つの答申なのだから、続く2つの○にある答申と同様に、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(平成27年12月中央教育審議会答申)と表記した方が区民に分かりやすい。</p>	G その他	<p>ご意見をふまえて本文中の表記を修正します。</p> <p>第二章1(2)②の文中の表記を「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(平成27年12月中央教育審議会答申)とし、必要な修正を行います。</p>

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
13	教育ビジョン全般	素案41・44ページの個別事業16「国際理解教育及び英語教育の推進<実行計画事業>」は、「国際理解教育及び英語教育の推進(英語キャンプの実施)<実行計画事業>」にすると区民に分かりやすい。29ページの個別事業一覧は変更せずに、よい。	G その他	ご意見をふまえて文中の表記を修正します。 教育ビジョン個別事業と第一次実行計画事業とで事業名が異なる事業には、第一次実行計画事業の事業名も掲載します。
14	教育ビジョン全般	素案43・46ページの個別事業22「スポーツへの関心と体力の向上<実行計画事業>」は、「スポーツへの関心と体力の向上(スポーツギネス新宿の推進)<実行計画事業>」にすると区民に分かりやすい。29ページの個別事業一覧は変更せずに、よい。	G その他	ご意見をふまえて文中の表記を修正します。 教育ビジョン個別事業と第一次実行計画事業とで事業名が異なる事業には、第一次実行計画事業の事業名も掲載します。
15	教育ビジョン全般	素案11ページの「⑧ いじめ・不登校等の防止」にある「平成26年度から学校ごとに策定したいじめ防止基本方針に基づき」を、75ページの個別事業52「いじめ防止対策の推進」にある「すべての区立学校で、学校ごとに策定した学校いじめ防止基本方針*68に基づき」のようにしたほうがよい。11ページは「平成26年度から学校ごとに策定した学校いじめ防止基本方針*21に基づき」にしてください。その際、75ページの「*68 学校いじめ防止基本方針」を素案P11の「*21 学校いじめ防止基本方針」として移動させ、「*21 ふれあい月間」以降の数字を順次繰り上げてください。また、75ページの「学校いじめ基本方針*68に基づき」を「学校いじめ基本方針に基づき」にしてください。	G その他	ご意見をふまえて文中の表記を修正します。 第Ⅱ章1(1)⑧に記載の「いじめ防止基本方針」を「学校いじめ防止基本方針」に修正し、併せて用語解説を記載します。
16	教育ビジョン全般	今後の進め方について、平成30年3月以降の広報による区民周知は、「広報しんじゅく」の他にも、教育広報紙「しんじゅくの教育」にも掲載したほうがよい。	G その他	ご意見は実施を予定していた内容です。 教育広報紙「しんじゅくの教育」に教育ビジョンについての記事を掲載し、周知します。
17	教育ビジョン全般	教育ビジョンの策定にあたり、教育委員会の対象である子どものことが中心になっているが、もっと踏み込んで、将来にわたっての人づくりをどう考えているのか打ち出すことにより、子どもたちの教育が保障されるのではないだろうか。この10年を総括して子どもたちがどうであったのか、将来のある時点でどのような発展を遂げていたか、成長していたかなどの真摯な検証があつての構想や未来像ではないだろうか。全体に総花的な印象は否めない。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 教育ビジョンは新宿区教育委員会が掲げる教育目標を達成するために策定するものです。教育目標では、「新宿の子どもたちが、自らを律し互いの個性を認め合い、社会の形成に主体的に参画するとともに、自ら学び考え行動する自立した区民として成長することを願い」としており、この実現のため、教育ビジョンに掲げるさまざまな施策や取組により、子どもたちを育んでいきます。 また、教育ビジョンの策定にあたっては、第一期教育ビジョンの計画期間における教育課題に対する取組状況と成果を検証するとともに、取組の振り返りをビジョンに記載しています。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
18	教育ビジョン全般	<p>国の学習指導要領があり、教科書を教える教育が行われているので、教育ビジョンが無くても良い様に思われる。ただでさえ忙しい先生にさらに課題を与えるだけではないか。素案4ページに、教育ビジョンは教育基本法第17条に基づき策定するとの説明があるとおり、文部科学省の指示に従って作成されるだけである。</p>	E 意見として伺う	<p>ご意見として伺います。 教育ビジョンは教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画として地域の実情に応じて策定するもので、教育目標を達成するために、今後取り組むべき課題を整理し、新宿区の目指す教育と、その実現のための施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにし、区民に分かりやすく示していくことを目的としたものです。 策定にあたっては区のさまざまな学校関係者等に意見をいただきながら進めています。教育ビジョンを策定することで、教職員に直接的な負担になるようなことはないよう進めています。</p>
19	施策1 確かな学力の向上	<p>新学習指導要領に向けての英語教育について、5、6年生の時間数の増加に伴い、英語専任の外国人教師による授業以外に、担任の先生による授業もあると聞きました。そのために、先生が英語授業のための研修を受けているそうですが、ただでさえ先生方は授業や行事の準備、児童の揉め事の対応や心のケアで忙しいのに、新たな業務が増えるのは、あまりに現場の大変さを理解していないと思います。そのために先生方が疲弊され、児童への対応力が低下したら、それこそ本末転倒だと思います。 また、今は低学年から英語教室に通っている児童も少なくない中、英語を専門としていない先生の授業ではあまり意味がないと思います。私は英語に関する仕事をしており、そのうえで感じたことですが、教科書に沿った授業はできたとしても、やはり、とっさの会話が英語でできないのでは、初等教育から英語教育を実施する意味がないと思います。</p>	E 意見として伺う	<p>ご意見として伺います。 新学習指導要領の外国語活動・外国語科では、外国語でコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を身に付けさせ、自分の気持ちや考えを伝え合う力を養い、外国語の背景にある文化への理解を深めることを目標に学習を進めていくことが示されました。 現在、新宿区では、小学校低学年から英語に対する興味・関心を高めるため、外国語英語教育指導員を全校に配置しています。新たに年間35時間の外国語活動が必修となる3・4年生については、平成30年度からすべての授業にALTを配置し、児童の英語力向上とともに、教員の指導力向上も図る予定です。 また、外国語の効果的な指導方法やデジタル教材の活用について、今年度から小学校2校を教育課題モデル校に指定し、平成32年度の全校へのデジタル教材導入に向けて研究を進めてまいります。 さらに、外国語の教科化や外国語活動の必修化に向けた研修の充実を図り、教員の英語の指導力向上を支援していきます。</p>
20	施策1 確かな学力の向上	<p>ICTを活用した教育の充実について。現代を生きる子どもたちにとってICT環境は必要であるが、プロジェクターやタブレット・パソコンの画面は小さいので、広い視野をもって体系的に理解を図る学習は現状のICT環境だけでは困難である。従って、ICTの活用率が高ければ高いほど優れているとは言えず、「ICTを活用した教育の充実」という言い方には違和感がある。むしろ、ICTの活用が高い教育効果をもたらす部分について、より優れた形でICTが活用できるように環境を整備し、充実させる方向で議論を組み立てるべきではないか。</p>	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	<p>ご意見をふまえて、計画を推進します。 平成29年度に全普通教室のICT機器の更新を行い、タブレット型パソコンや電子黒板機能付きプロジェクタ、及び最新の实物投影機を導入しました。 これらの機器は児童・生徒の学習意欲を引き出し、教育効果をより高めるために有効であると考えていますが、活用にあたっては、効果的な活用方法や場面について研究することが必要です。今後は各学校において、より効果的なICT機器の活用を進めるとともに、教育課題研究校における研究の成果をすべての学校で共有し、ICTを活用した教育の充実を図っていきます。</p>

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
21	施策1 確かな学力の向上	ICTの導入についてですが、学校全体で、例えば授業等でパソコンやタブレットの使い方などを教えるのは良いと思います。更に、ワードやエクセル、パワーポイントなどのソフトの使い方を学習するのも良いと思います。しかし、児童一人一人にタブレットを渡して、予定や宿題を管理させることも考えていると聞きましたが、これは絶対にやめていただきたいです。まず小学生のうち、とにかく鉛筆で書くこと、国語や算数、その他の教科でも、手を動かして書くことが大切なのであって、そこで脳に定着していくと思います。そう考えているからこそ、自宅での学習でもわざわざタブレットを使わせないのに、学校で勝手に導入してしまうのは、本当に困ります。これは、同様に考えている保護者の方もすごく多いです。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 新学習指導要領では、情報活用能力について、すべての学習の基盤として生まれ活用される資質・能力と位置付けられています。 新宿区では、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、平成29年度にすべての小・中・特別支援学校にタブレット型パソコンを導入しました。現在、区立小学校ではグループ学習を主に、学習の場面に応じてタブレット型パソコンを活用した授業を行っています。教育課題研究校を中心に、ICTの効果的な活用方法について、さらに研究を進めていきます。 なお、児童・生徒全員分のタブレット型パソコンの配備については、現在のところ計画していません。
22	施策1 確かな学力の向上	個別事業8「英検チャレンジ<実行計画事業>」について。予算規模(約1,000万円)、一人当たりの助成額(900円)を明示する。一企業(旺文社)が始めた特定の資格試験だけを助成するのは問題である。英検実施の法人は儲かって、忙しいとの噂が聞こえる。教育評価を外部に頼るのは公教育の自信喪失の表われである。英検3級は中学卒業の英語レベルと聞いているが、通信簿で3を取れば英検3級と見なせるくらいに学校の評価レベルを上げ、英検受験を不要とする努力をして欲しい。教科書検定をしている文部科学省は「検定」という語のイメージアップを狙っているか、教育産業を育て、学校教育への民間企業参入を目指し、そこへの天下りを目指しているのかもしれない。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 実用英語技能検定(英検)は、文部科学省が掲げる「生徒の英語力向上推進プラン」で目標の達成状況を測る指標として用いられており、生徒の英語力を把握するために適しています。これまでも、各中学校では自校を会場として英検を実施し、生徒の英語学習の意欲向上に取り組んできました。 今後も、生徒が目標を持って学習に取り組む、英語力を向上することができるよう支援します。
23	施策1 確かな学力の向上	英語教育の導入については、ともすると国や都に目が向いていて、親受けもいいのでしょうか、学校現場はどうでしょうか。教員の英語の指導力はどうか。英検・TOEFL・TOEIC・IELTS等のグローバルな評価基準もありますが、まずは基礎学力の習得に丁寧に取り組むべきではないでしょうか。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 新学習指導要領の外国語活動・外国語科では、英語に対する興味関心を高めさせることで、英語を身近な言語として感じさせ、コミュニケーションを図ることができる能力を身に付けさせること、自分の気持ちや考えを伝える基礎力を養うこと等が示されました。教育委員会では、子どもたちがグローバルな視野を持ち、時代の変化を見極めながら自らの将来を切り拓いていくためにも、英語教育の充実が必要であると捉えています。 英語教育に係る教員研修については、英語教育推進リーダーや外国人英語教育指導員を講師とした研修の計画的な実施により英語担当教員を育成し、その教員が各校で研修成果を還元することにより、教員全体の英語指導力の向上を図っています。また、英語科の退職教員を英語教育アドバイザーとして各校へ派遣し、授業への指導・助言を行うとともに、長期休業期間等に短期集中的に、英語の楽しさや学ぶ意義、目的を実感できる研修を進め、教員の英語指導力の計画的な向上を図っていきます。 生徒が自らの英語力を確認し、基礎的な英語能力の定着に役立てるとともに、目標をもって学習に取り組むことができるよう、英検を活用していきます。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
24	施策1 確かな学力の向上	英語教科充実(素案P34)のため、しっかり外部から教員を呼べるよう予算をとって下さい。現状でも手いっぱい教員の環境が悪くならぬよう、予算をしっかりまわして有効的に使って下さい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 現在のところ、小学校に英語の教員を配置する考えはありませんが、現在全校に配置している外国人英語教育指導員を、外国語活動が必修となる小学校3・4年で増員し、すべての授業で外国人英語教育指導員を配置する予定です。 また、外国語の効果的な指導方法やデジタル教材の活用について、平成29年度から小学校2校を教育課題モデル校に指定し、平成32年度の全校へのデジタル教材導入に向けて研究を進めていきます。 さらに、外国語の教科化や外国語活動の必修化に向けた研修の充実を図り、教員の英語の指導力向上を支援していきます。
25	施策1 確かな学力の向上	サイエンス・プログラムの推進について。素案には「小学校に観察・実験アシスタントを配置し…児童の理科に対する興味・関心を喚起します。」とあるが、どのようにして理科に対する興味・関心を喚起するのか明確でない。また「中学校では…実生活と関連付けた学習を進めます。」とあるが、何のために実生活と関連付けた学習をするのか明確でない。日常生活と関連した題材を学ぶことによって科学の有用性を知ることの大切さは学習指導要領でも強調されているところだが、日常生活と関連した題材だからと言って子どもが関心を持つとは限らず、子どもの好奇心をくすぐる工夫が必要である。実験に関しては、驚きを感じられるようなものや、謎解きが楽しめるような仕掛けなどを織り込んだ魅力的な指導を行い、その上で実験をしっかり理論に結びつけ、自然の調和した美しさを感じられるような指導をして欲しいと思う。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 観察実験アシスタントは、学校の要請により理科授業の改善指導、観察・実験等の授業支援を行う中で、専門知識を活用して児童の興味・関心を喚起する授業計画を提案しています。また、学校の希望により派遣する理科実験名人もメダカの卵の観察やドライアイスについて学ぶなど、特別プログラムを実施しています。 中学校においては、早稲田大学等の研究機関から講師やティーチングアシストを招き、最先端技術を取り入れた特別授業を行うことにより、生徒に理科学習の面白さや驚きを体験させる取組を行っています。
26	施策1 確かな学力の向上	個別事業10「環境教育の推進<実行計画>」について。環境問題に対して一つの立場に立ち、地球温暖化に重点を置き過ぎている。冬と夏のエネルギー消費を考えると、温暖化は省エネになるとの主張もある。15万年前から現在までの地球の気温を見ると5℃位の変化があり、現在は高温期に近いので、私は地球の寒冷化を心配している。10万年ごとの氷河期等も教えるべきである。地球温暖化予測の気象モデル、100年後の予測が怪しげなものであること、科学というもの自体が怪しげなものであることを理解した上で、環境教育を進めることが重要である。環境教育の教材として地球温暖化は小学生には理解することが難しく、騒音等の感覚公害が適していると思われる。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 学習指導要領では、環境保全に関して、人間の活動等の様々な要因が自然界に影響を与えていることを学習し、地球温暖化について理解することが示されています。現在、各校における環境教育では地球温暖化の問題だけでなく、各校や地域の特徴を活かしたさまざまな取組を行っています。今後も、学習指導要領の趣旨に基づきながら、環境教育の一層の推進を図っていきます。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
27	施策1 確かな学力の向上	子ども一人ひとりの学びの保証について。取組の方向性には「また、伸びる子どもより発展的な学習を積極的に支援します。」とあるが、個別事業には対応する具体的な施策が見当たらないので、発展的な学習をどのように支援するのか、明確にしていきたい。	E 意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区立学校では、区独自の学力定着度調査等の結果を各学校が分析し、具体的な計画を作成・実施した上で、個に応じた指導を進めています。区全体としても学んだことを活かして自ら考え伝えていくことなど、知識を活用する力に課題が見られることから、新学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、伸びる子どもについても、個に応じた指導を充実させていきます。</p> <p>また、希望制の理科実験教室では、意欲がある子どもに学校では体験できないプログラムを提供し、発展的な学習の機会を提供します。また、学校図書館の放課後等開放では、放課後等に図書検索インターネットを活用した調べ学習等ができる環境を整備し、子どもたちの学習意欲を支援していきます。</p>
28	施策1 確かな学力の向上	学習の楽しさについて。素案には「運動の楽しさ」「食事の楽しさ」「英語を用いたコミュニケーションの楽しさ」という言葉が用いられているが、これらに限らず、数学や理科などの科目においても、分かったときの感動、できたときの喜び、問題が解けたときの嬉しさといった「学ぶことの楽しさ」がとどき感じられるような指導をして欲しいと願う。この観点は、学習指導要領においても強調されているところでもあり、そのような指導のあり方について、新宿区としての踏み込んだ考えを教育ビジョンに盛り込んで良いのではないかと。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	<p>ご意見を踏まえて、計画を推進します。</p> <p>各教科の指導にあたっては、児童・生徒に学ぶ楽しさを味わわせることが肝要です。教育委員会では、新学習指導要領をふまえた「主体的・対話的で深い学びの実現」を個別事業に位置付け、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ります。また、ICTを活用した教育や体験的な活動の充実により、学ぶことの楽しさや喜び、感動につながる教育活動を推進していきます。</p>
29	施策1 確かな学力の向上	格差の拡大について。教育ビジョンでは「いじめ」に関しては多くの記述があるが、「格差」は素案14ページの「学習指導要領の改訂と教育をめぐる近年の動向」の1箇所に出てくるだけである。幼児の段階では能力差はあまり目立たないが、小学校、中学校と高学年になるにつれて学力差は大きくなるので、社会で自立的に生活するのに必要な知識の理解(義務教育の目的)が難しい生徒が出てくる。この様な生徒の学力を引き上げる為の施策が重要である。中学校への進学では成績の良い者の多くが私立・国立に進学していると思うが、学力定着度調査等のデータを分析して、その実態を解明しようと教育委員会はしていない。これが事実であるとすれば、格差の再生産が社会に制度化されていることを示し、教育委員会はそれを是認していることになる。資源に恵まれず、気候も厳しく、人口が数百万の北欧諸国では、国家消滅の危機を乗り越えるために、教育により人材を育てることに重点を置いた。教育の失敗により落ちこぼれを出す余裕もないと聞いている。教育は最も効率的な投資である。少子化が急速に進む日本でも、同様の覚悟で教育行政を進めて欲しい。児童の家庭環境や学力の格差が拡大しないようにするには、クラスの人数を少なくし、個別的な指導が有効であるが、教育ビジョンには40人学級、30人学級の言葉も出てこない。	E 意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>平成29年の国公立・私立中学への進学率は40%弱となっており、近年増加傾向を示しています。これは、中高一貫教育校が増え、高校からの希望校への進学が一層厳しさを増していることから、中学段階での大学附属校や、中高一貫教育校への進学希望者が増えたことなどが、大きな要因と考えていますが、区立中学校としては、受け入れた生徒を着実に伸ばすことに力を注いでいくことが最も重要であると考えています。授業でのきめ細かな指導のほか、各小・中学校に複数の放課後等学習支援員を配置し、授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対し、放課後等に一人ひとりの学習到達状況に応じた指導を行うことにより、基礎学力の定着を図っています。</p> <p>なお、区の学力調査については、児童・生徒の学力を経年で把握するとともに、授業改善に役立て、個々の力を伸ばしていくことを目的としており、進学先の分布の分析等は行っていません。</p> <p>また、35人以下等の少人数学級の実現については、国や東京都への要望を行っており、引き続き働きかけを行ってまいります。</p>

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
30	施策1 確かな学力の向上	<p>教育力の強化、学習力の強化について、「覚える」には「実例・イメージ・関連付け」が有効です。これらは“思考を深める”ためにも有効です。しかし、多くの教科では、身近な実例もイメージしやすい情景描写も、関連付けする内容もありません。現場のやりくりや受験のためではなく、「分からない」を減らし、学びやイメージを広げることを主旨として問題点を挙げると、小学校の国語は、難しい漢字ほど象形文字などのイメージで覚えられないか。覚えてなくてもよいので漢字をかなに変化した国語雑学等で興味向上、イメージ力をUPできないか等。小・中学校の社会は、暗記するしかないようなものも、図＋語呂合わせ等で覚えやすくないか等。算数は、四則演算をクラスみんなで立って移動しながら体験理解。小数点は模型で。掛け算は「おみやげ算」でも計算してみる等、別ルートの確認方法を増やす。数学は、実例として物理・物理的なものに何度も使ってみないとイメージしにくい。小・中の理科は、流れる水と土地など実験して再現できるものは見る、触れるを増やす。名前の由来・ルール雑学で少しでも覚えやすく。英語は、フォニックスから綴りと発音を一致させる。語源からイメージを膨らませる。最初からイディオム等で変化する様子を覚える。古文・漢文は使ってみる、自作してみる、も理解を深めるきっかけになるのではと思います。</p>	E 意見として伺う	<p>ご意見として伺います。 区立小・中学校では、学習指導要領の改訂に合わせて、すべての教科等の学習活動で、主体的・対話的で深い学びを意識した指導を推進し、学習を通して社会で生きて働く知識や技能、多様な考えを理解し形成する思考力・判断力・表現力等や、自ら学ぶ態度や人間性等の資質・能力を育成します。</p>
31	施策1 確かな学力の向上	<p>中学校での「社会で活用される知識」となる指導を提案する。先生からの一方的な講義でも、覚えるだけでなく授業を目指して、生徒が共感を持てる授業の工夫を定期的に各科目の先生に指導願いたい。</p>	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	<p>ご意見は、素案の内容に含まれています。 区立小・中学校では、学習指導要領の改訂に合わせて、すべての教科等の学習活動で、主体的・対話的で深い学びを意識した指導を推進し、学習を通して社会で生きて働く知識や技能、多様な考えを理解し形成する思考力・判断力・表現力等や、自ら学ぶ態度や人間性等の資質・能力を育成します。 そのために、夏季集中研修会等、区が主催する研修会の実施や教育課題研究校による実践成果の発表等により、主体的・対話的で深い学びの趣旨や実践の工夫を区内の全教職員へ普及・啓発していきます。また、教員が実践を通して学び合い、優れた授業のイメージを共有し、授業改善への意欲を高めることができるよう、各校の校内研究会やOJTの充実を図ります。</p>
32	施策1 確かな学力の向上	<p>中学校での廊下への掲示及び「〇〇新聞」の廃止を提案する。活動が幼稚であり、文系生徒のみ活躍の場となり不公平により、理系生徒の活躍の場を検討希望。</p>	E 意見として伺う	<p>ご意見として伺います。 中学校では、生徒たちの理解・啓発を促進するため、さまざまな掲示物や作品の掲示等を行っています。また、社会科では、作業的で体験的な学習が求められており、報告書等にまとめて発表することで、表現力を高めていくことが重視されています。新学習指導要領でも、社会科に限らず各教科において表現力を育成する学習活動の充実が引き続き求められているため、これらの取組により生徒の資質・能力の育成を図っていきます。</p>

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
33	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	第一次実行計画(素案)では、計画事業104「平和啓発事業の推進」の所管部として総務部・教育委員会事務局とありますが、教育委員会としてかかわっている事業にはどんなものがありますか。教育ビジョン素案27ページに「教育ビジョンと新宿区第一次実行計画は施策体系が異なる」と書かれてしまうと、何とお願いしていいか困ってしまいます。「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和に関する認識を深めるための啓発普及活動の重要性を十分考慮した上で、素案37ページの施策2「豊かな心と健やかな体づくり」の「現状と課題」で一言、言及することの検討と、素案P39ページの個別事業11「人権教育の推進」に平和啓発事業の推進を追加することの検討をぜひ推進していただきたい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見をふまえて、計画素案を修正します。 教育委員会では新宿区平和都市宣言の趣旨に基づき、平和教育の推進を図るため、平和のポスター展を実施しています。ポスターの作成を通じて児童・生徒の平和に関する意識の向上を図るとともに、優秀な作品を表彰し、区内で展示することにより、平和の大切さを広く区民に啓発しています。 この他にも、区立小・中学校や幼稚園ではさまざまな平和教育の取組を進めています。 ご意見をふまえて、平和教育に関して施策2「豊かな心と健やかな体づくり」の「現状と課題」に記述するとともに、第一次実行計画との整合を図り、これまで行ってきた平和教育に係る取組を、個別事業「平和教育の推進」として表記します。
34	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	個別事業11「人権教育の推進」について。人権教育の内容が書かれていない。環境権は多少認められるようになったが、まだ、最低居住面積水準以下の住宅に住んでいる人々が多い。それにも拘わらず、公営住宅の建設から撤退している国、都、新宿区に人権教育を語る資格はない。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区立小・中学校における人権教育については、教科等の内容に関連付け、「障害者」や「インターネットによる人権侵害」など、さまざまな課題を取り上げ、各学校の実態に合わせた内容を実践しています。また、区では人権尊重教育推進校を指定し、学校で人権教育を効果的に展開するための取組について研究し、研究発表等を通して成果を各校で共有しています。
35	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	個別事業12「道徳教育の充実」、個別事業17「伝統文化理解教育の推進<実行計画事業>」について。国家(教育)は個別の内面、嗜好に介入すべきではない。「超大国アメリカの文化力」によれば、アメリカでは国が特定の文化活動を推進することも問題と考えられている。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 新学習指導要領の中では、道徳教育や伝統文化に関する教育の充実等、さまざまな視点から人間性・社会性を育む教育の充実を図ることが具体的に示されています。道徳の授業の中では、個々の児童・生徒が自己を見つめ、他者との対話や協働を通して物事を多面的・多角的に考えて自己の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育むことができるよう、発達段階に即した指導内容の重点化や体験活動の充実を図ってまいります。今後も、学習指導要領の趣旨に基づきながら、学校や地域の特色を活かした教育活動を推進していきます。
36	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	個別事業14「主権者教育の推進」について。国民主権と総理大臣という名称は矛盾する。「主権者教育なんておぞましい」と発言があるような状況では、主権者教育は無理である。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 主権者教育では、選挙年齢の引き下げをふまえ、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の一員として主体的に担う力を養うことをめざし、各教科等との関連の中で指導しています。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
37	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	素案42・43ページの個別事業21「移動教室等における自然体験活動の実施」にある「平成29年2月に策定された新宿区公共施設等総合管理計画では、女神湖高原学園について…こうした方針をふまえ、今後の施設のあり方と、より教育効果の高い体験活動の実施手法について検討していきます。」について、次回の実行計画では、＜実行計画事業＞として区民の意見を聞く機会を設け、幅広い区民から合意形成を図るようにしてほしい。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見をふまえて、計画を推進します。女神湖高原学園のあり方については、新宿区公共施設等総合管理計画で示された方針をふまえるとともに、より教育効果の高い体験活動を実施する観点に立ち、学校や区民等の意見を十分に伺いながら、関係部署と連携して検討していきます。
38	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	素案37ページの施策2「豊かな心と健やかな体づくり」の現状と課題には「スクールカウンセラーの配置」と明記されています。44・76ページの個別事業25「スクールカウンセラーの派遣＜実行計画事業＞」の説明には、「全小・中学校に…スクールカウンセラーを配置し」とあります。また、年次別計画欄にも「スクールカウンセラーの配置」とあります。したがって、区民に分かりやすく示していくためにも個別事業25は「スクールカウンセラーの派遣＜実行計画事業＞」としたほうがよい。29ページの個別事業一覧も変更したほうがよい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見をふまえて、計画素案を修正します。個別事業名を「スクールカウンセラーの派遣」から「スクールカウンセラーの配置」に変更し、個別事業一覧に掲載している事業名も同様に変更します。
39	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	新宿区健康づくり行動計画(素案)の地域説明会での説明では、幼児期から学齢期までのむし歯のある者の割合は、平成28年度、3歳児は11.6%しかないのに、小学校1年生は37.0%もあり、23区の中でも高くなっているとのことである。学齢期のお子さんに「ゆっくりよく噛んで食べましょう」「丁寧に歯磨きをしましょう」と呼びかけても、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化しているなか、虐待防止の観点からも、むし歯多発傾向児への対応が必要だそうです。教育委員会として、どのように対処していくつもりかご説明ください。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。各学校では毎年度実施する定期健康診断の際、多数のむし歯が未治療のまま放置されているなど、育児放棄の疑いがあると学校歯科医により判断された場合は、子ども総合センターや児童相談所に通報するなど、児童虐待防止法に則った対応を実施しています。今後も、子ども家庭部と連携し児童虐待防止に努めていきます。
40	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	オリンピック・パラリンピックは通過点である。そのことに振り回されることなく、2020年以降の姿をもっと前面に出し、地域文化を理解し弱者へのやさしい視点を持った子どもたちを育てていくことを具体的に示してほしい。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	ご意見は、素案の内容に含まれています。教育委員会が進める「東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育」については、大会をゴールにするのではなく、契機として、子ども一人ひとりの心と体に人生の糧となるようなかけがえのないレガシー(有益な遺産)を残していくため、すべての学校及び幼稚園でさまざまな学習活動や体験の機会を提供するものです。大会後もこれらの教育活動を継続・発展させていきます。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
41	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	<p>取組の方向性5「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進」について。オリンピックのネガティブな側面も教える必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックはプロスポーツ業界、IOCセレブの事業である。 ・開催経費に税金を使うことが批判され、先進国での開催が難しくなっている。 ・放映権収入を確保する為に、競技に適さない高温多湿の夏に開催される。 ・安上がりな民泊、羽田空港機能強化により都市環境が悪化する。 <p>前回の東京オリンピック(1964)の開催日を10月10日に決めたのは、この日が晴れの特異日(過去の気象データを集計して晴れる日が多い日)なのを選んだ。次の東京オリンピック(2020)は米国でのテレビ放映権が高く売れる時期で選ばれ、その結果、暑く、スポーツには適さない時期となった。オリンピックはスポーツの祭典ではなく、各スポーツ界の思惑と、それを開発等に利用する政治的な思惑が糾合した駆け引きである。よって、オリンピックに税金を使ってはいけぬ。オリンピックの費用は全て入場料、放映権等の収入によって賄うのが筋である。そこに使う税金は、IOC/JOCセレブの収入となるだけである。</p>	E 意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>学習指導要領では、中学校保健体育科保健分野の学習の中で、オリンピック競技大会や国際的なスポーツ大会が、国際親善や国際平和に大きな役割を果たしていることを理解できるように指導するよう示されています。</p> <p>区立幼稚園、小・中学校で進める「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進」については、東京2020大会を契機として、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学んだり、国際理解教育を通じて児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めたりすることを目的として行うものです。</p>
42	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	<p>教育目標の“広い視野を自らを律し互いを認め、思いやりの心を持つ人”を推進するには、[ビジョン・イメージ]と[自信]が必要だと思えます。自分のイメージできるもの以外の「未知」のイメージが出来てこそ、広い視野や本当の思いやりの心が後々まで育つことになると思えます。それが実感できるタイミングで伝え続けなくてはなりません。</p> <p>また、[自信]は“個性や想像力が豊かで、自ら学び考え、行動する人”にもつながります。この目標の推進には[経験][アウトプット]が必要だと思えます。まずは興味のある分野でやってみる。馴染んできたタイミングで、熱が冷めないうちに説明をもらおう。褒めながら、自慢するポイントに対して、ヒントを与えたりした上で、違いや理解したことを体感・実現させて、また説明や感想をもらおう、いわゆる成功体験+未知の模索を繰り返して体感する。高学年向けでは、「追求」させる。学びの本質を体感し自ら学ぶ方法を自然と身に付けると、他の事に应用できたり、社会人となっても活用されるでしょう。大事なポイントは、どんな事でも生涯工夫したり改善したり学ぶことが出来る、応用も出来ることを行動で体で知ってもらって体験にしていこうサポートです。</p>	D 今後の取組の参考とする	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>平成29年3月に国から示された新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められており、本ビジョンでも、柱1・施策1で、そのことに触れています。</p> <p>この「主体的・対話的で深い学び」が実現することにより、児童・生徒が未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けたり、それぞれの興味・関心を基に個性に応じた学びを実現できると考えています。</p> <p>ご指摘の施策とは異なりますが、「主体的・対話的で深い学び」については、各教科等の指導を貫く視点であるため、教育委員会でも、各学校の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、研修会の充実やICT等の学習環境の整備等の支援を行っています。</p>
43	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	<p>国際感覚や多様性の尊重、「豊か」が謳われているが、私は教育のモノカルチャー化が促進されることを恐れる。</p>	E 意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>教育委員会では、多文化が共生する新宿区において、児童・生徒が多様性を受け入れ、共生社会の実現の担い手となれるよう、国際理解教育等を推進しています。</p> <p>また、児童・生徒の個性等に応じた教育や、学校や地域の特色に応じた教育も推進しています。</p>
44	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	<p>総合授業・道徳授業の内容全面見直しを提案する。</p>	E 意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>総合的な学習の時間や道徳の内容については、国が示す学習指導要領に基づいて指導しています。</p> <p>平成29年3月に新学習指導要領が示されたことから、区立小・中学校における指導内容の円滑な移行を進めていきます。</p>

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
45	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	学校教育では知らない人から挨拶されたら逃げることでとされているなどとの問題があり、マンション内が管理規約で挨拶禁止となりましたが、おかしいと思います。基本として、危険なことは教えて自覚しないといけないので、その意味も含め、人間は挨拶したほうが良い人間関係が構築できると思います。教えないことで、子どもに教えるときに負の連鎖が発生するので、教育は、詰め込みすぎでもいいと思います。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 学校では、安全教育の中で知らない人に声をかけられてもついていけないなどの指導を実施しているところですが、地域の方との挨拶を避けるような指導は行っていません。 また、教育ビジョンでは、道徳教育の充実を掲げており、区立小・中学校では、道徳科の学習の中で挨拶等礼儀について学んでいます。また、生徒会などが中心となり、挨拶運動を展開している学校もあります。
46	施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	小中連携について。素案では、主として教科学習を円滑に行うための接続の観点から小中連携が取り上げられているが、小学校における指導の結果が中学校でどのように現れているのかを知ることによって、小学校教員の指導力が向上する効果が期待される面もある。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区立学校では、平成28年度に小・中学校の校長及び教員で構成する小中連携教育推進委員会を設置して連携の在り方について検討するとともに、各中学校区の小・中学校で年2回以上協議を実施しています。 各中学校区の協議の中では、事前に相互の授業を参観して指導の連続性を確認したり、生活指導上の課題を共有し、共通の目標や具体的な内容を設定するなどの取組が行われています。 また、教員対象の各種研修会では、小・中学校の教員が相互に指導の連続性を確認しながら、指導力の向上を図っています。
47	施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	戸山や柏木・西新宿地区は幼稚園が減り、子ども園や保育園になったが、子ども園や保育園は親が働いていないと入園が難しく、遠くの区立幼稚園に希望が集中している。 きょうだいで異なる学区の小学校に通っている場合も多い。行事が重なることも多いので、戸山地区や大久保地区など地区の区切りをしないで、連携できないか。難しいとは思いますが、少しでも考慮してほしい。 小・中学校の連携については、より増えるとういと思う。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 ご指摘の地区の中でも特に西新宿地区は、保育園ニーズの高まりにより、私立淀橋幼稚園が閉園し、区立西新宿幼稚園を保育機能と幼稚園機能を併せ持つ西新宿子ども園に転換したため、公私立幼稚園がない状況です。 区立幼稚園は、通園区域の考え方は持っていませんが、一部の園では定員により入園希望どおりに入園できず、兄弟の通う小学校の学区と異なる園に入る場合もあります。 小・中学校の連携については、中学校区を単位とした定期的な連携の機会を年間2回以上設けるなど、すべての中学校区で実施しています。今後も、小・中学校9年間を見据えた学習指導や生活指導の連携を推進していきます。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
48	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	地域協働学校の活動内容及び担当者の見直しを提案する。現在、PTA本部から3名参加しているが、当PTA会長からは「来賓の立場で何もしなくて良い」との指示。来年度以降は、本部からの参加は不要とし、関心のあるPTAを学校全体から募集を提案。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 地域協働学校に設置している「地域協働学校運営協議会」は、地域住民・保護者・教職員等の委員で構成され、学校運営に関する事項について協議し、校長に意見を述べるとともに、学校の運営状況について評価を行うほか、地域住民の参画を進めるため、さまざまな支援部を協議会内に設置し、学校運営や教育活動を支援しています。 地域協働学校運営協議会において、PTAの方々には保護者の意見を学校運営に反映させる重要な役割を担っていただいています。引き続き、教職員や運営協議会委員をはじめ、関係する方々に地域協働学校の趣旨を丁寧に説明し、活動の充実を図っていきます。
49	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	素案P58トピックスの事例紹介のあいさつ運動に関して、50年程前は駅で列車に乗る時、駅員さんがあいさつをしていたが、新宿の鉄道は自動改札化され、あまりに多くの人を通るので、人がいてもあいさつするのは難しい。また、犯罪も増えているので、下校時に見守り放送が流され、集団下校が行われている。見知らぬ人と話すのは危険でもある。登校時の朝のあいさつは学校の先生方も参加される様だが、40m離れた我が家で窓を閉めても明瞭に聞き取れる。それ程の大声を出す必要はない。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 地域協働学校の取組の一つとして、地域の大人と子どもたちの顔の見える関係づくりを進めるために、多くの学校であいさつ運動を実施しています。実施方法は各学校で異なりますが、地域の大人がたすき等の目印を身に付けるなど、子どもが安心してあいさつを交わせるように工夫しながら取り組んでいます。 今後も、周辺環境などに配慮しながら取組を進めていきます。
50	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	スクールコーディネーターの活動内容及び担当者の見直しを提案する。現在は生徒との関わりが殆ど無く、PTAからの相談も解決に至らず。地域住民を知っているだけではなく、企業での就労実績もあり、生徒により多くの経験と知見を与えられる意思のある方を選任要望。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 スクール・コーディネーターは、学校に地域の団体や人材の教育力を橋渡しするとともに、PTAの自主事業や家庭教育活動を支援することを目的として、地域で青少年の育成活動の経験がある方の中から配置しています。 今後も、研修の充実等に取り組みながら、学校と家庭、地域の連携の一層の推進を図っていきます。
51	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	柱2で「家庭や地域とともにすすめる教育の実現」とありますが、地域コミュニティの力が弱まる中で、地域の力を十分に果たしづらい。地域協働の活動に参加する地域の方々と、共働きの高い新宿のPTAとのジェネレーションギャップがある。その二者と、地域や家庭から過度に期待される学校とで三つ巴にならないようにするべき。そのために、社会貢献を行う企業や学生、NPO、ボランティア団体等が多い新宿の特徴を生かし、もっと柔軟に、協働の相手として取り入れてしかるべきかとも思う。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 ご指摘のとおり、子どもたちの学びを一層豊かなものとするためには、保護者や地域の方々による支援に加えて地域のさまざまな資源と学校をつなぎ、地域協働学校の活動を充実させることが必要です。 企業や大学、ボランティア団体等、学校をとりまく多様な地域資源と学校をつなげていくために、平成30年度から「学校運営協議会と地域との連絡会」のモデル実施を開始します。 今後も各学校と地域の連携を一層推進できるよう、取り組んでいきます。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
52	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	社会に開かれた教育課程について。新学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」を実現することが謳われているが、その一方で、素案には「開かれた学校づくり」と書かれた箇所が3箇所ある。学校選択制度に関する脚注に「魅力ある教育活動と開かれた学校づくりを目的に…」とあるので「開かれた学校づくり」は従来より推進されて来たものと読めるが、それと新指導要領に言う「社会に開かれた教育課程」との関係が明確でない。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 「社会に開かれた教育課程」では、学校と地域が子どもたちに必要な資質・能力や教育内容を共有し、一体となって子どもたちを育てていくことが求められています。 「開かれた学校づくり」とは、地域の個性や特性を活かした、地域に信頼され、支えられる開かれた学校づくりのことで、地域協働学校の取組を通して、これまでも推進してきたものです。 今後も、地域協働学校の取組を軸として、地域に学校を開き、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け取組を推進します。
53	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	教育目標の最後の項目(また、学校・家庭・地域との緊密な連携ものど…)は、ルールやマナーの理解(情けは人のためならず)や、社会は自分以外の人の力があって成り立っていることへの理解が必要でしょう。結局は地域や家族への愛情が育てられるかだと思います。温かい交流がどれだけ増やすことが出来るかも大事です。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見をふまえて、計画を推進します。 地域協働学校では、学校と家庭、地域が一体となり、子どもたちの学びを一層豊かなものとし、成長を支援するための様々な取組が行われています。 今後は、地域協働学校運営協議会と地域との連絡会の設置や、小中連携型地域協働学校の実施により、地域が一体となって子どもたちの成長を支援する取組を一層推進していきます。
54	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	不登校・イジメの対策として学校の風土改革に向けて、地域住民の学校訪問機会の増加を提案する。放課後を活用し、様々な知識・体験を地域住民及び企業から受けるシステムの導入要望。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 地域協働学校の取組により、学校・地域・家庭の相互理解が深まるとともに、授業での支援やあいさつ運動等を通して子どもたちが地域の方と接する機会が増えています。これからも地域の大人と子ども顔の見える関係づくりに取り組んでいきます。 また、スクール・コーディネーターの活動や地域協働学校の取組を通して、地域住民や企業など地域の教育力を、学校の教育活動に活かしていきます。
55	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	【活動テーマ】中学校での『未来発見放課後ひろば』の提案 【目的】子ども達の「生きる力」を伸ばすべく、ゲーム以外に興味のあるテーマ探し、将来やりたい仕事発見として地域住民に加え、様々な社会人との交流で視野を広げ、相談できる大人も増やす。 【概要】中学生の放課後を活用し、地域・自治体・企業が連携し、社会動向に沿った知識を体験させる。企業にはマーケティング・人材採用・CSRを絡めた活動としてサポート募集し、学校(職員)やPTAへの負荷が無い活動とする。 【テーマ案】 ・プログラミング教室: ロボット・ウェブサイト・ゲームのプログラム設計 ・金融教室: 奨学金の活用・得するお金の知識 ・やりたい仕事発見教室: 様々な企業の社員が、現在の仕事の具体的な内容を紹介し生徒も体験 ・勝負遊び教室: ボードゲームで交渉力養成 ・ネット募金で快適教室: 給食着やトイレ等を生徒中心に計画しクラウドファンディングで資金調達	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの学びを一層豊かなものとし、成長を支援するためのしくみとして地域協働学校を推進しており、平成29年度には全小・中学校が地域協働学校となりました。今後は、小中連携型地域協働学校を実施するとともに、地域協働学校運営協議会と地域との連絡会を設置して地域の企業や大学等との連携を進め、地域が一体となって子どもたちの成長を支援する取組を一層推進していきます。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
56	施策5 家庭の教育力の向上支援	PTAの相談窓口開設を提案する。PTA活動でもイジメあり。PTA会長によるパワハラやストーカーに近い言動について相談先要望。	G その他	PTA活動への支援は教育支援課が担当していますので、お困りのこと等があればお問い合わせください。ご相談の内容によっては、区が開設している各種相談窓口等もご紹介します。
57	施策5 家庭の教育力の向上支援	新宿区の教育環境は本当に恵まれていると考えていて、小学校でも色々な体験学習や、地域の伝統工芸を教わる授業など素晴らしいと思います。でも、もう少し、実際の保護者の声を聞いていただけると有り難いです。例えば、PTA活動の中で、教育長を囲む会というのがあり、各校の要望が提出されますが、なかなか実現することがないです。その場で、もっと色々な保護者の意見を聞くような時間を設けていただければ、実際の声を集めることができるのではないのでしょうか。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 ご指摘のとおり、保護者の声を聞く機会として、「教育長を囲む会」を幼稚園PTA連合会、小学校PTA連合会、中学校PTA協議会と開催しています。 小学校PTA連合会については、平成27年度からPTAのご要望等に回答した後に、テーマを設定して意見交換を行う座談会を設けています。平成29年度は「学校教育について」、「防災・安全について」等の5つの分科会において、活発な意見交換が行われました。 今後も、このような機会を通して、保護者のご意見をお伺いできるよう工夫していきます。
58	施策5 家庭の教育力の向上支援	学校と地域や保護者との連携は、保護者も仕事をしていたり、外国籍の保護者も多く、簡単ではないと思うが、とても良い取組なので、今後も続けて欲しい。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 平成29年度から、すべての区立小中学校が地域協働学校となりました。保護者や家庭を取り巻く環境が大きく変化し、また外国にルーツを持つ子どもが増える中で、学校と家庭、地域が連携して子どもたちの学びを豊かにする取組が一層重要になっています。今後も、地域社会が一体となって子どもたちの成長を支える環境の充実を図っていきます。
59	施策5 家庭の教育力の向上支援	問題のある親について、マスコミの劣化で、モニターペアレントの持ち込んだ話がそのまま裏取り取材もされず繰り返しニュースで流されるという恐ろしい時代になりました。改憲案にも「自由及び権利には責任及び義務が伴う」「常に公益及び公の秩序に反してはならない」という案が出されるなど、自分勝手と自由の線引きが必要になってきていると思います。学校や教育委員会でも線引きが必要になっているのではないのでしょうか。線引き以上の言動や要求には毅然とした対応をして良いと思うのです。そのためには、事前に線引き＝ルールを明確に定めて入学時からきちんと資料を渡し、説明しておかなければなりません。子供に必要な注意をしたにもかかわらず、親のクレームに屈してしまうようでは本末転倒です。家庭の教育力の向上支援にも期待はするのですが。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 経済状況の変化やライフスタイルの多様化などにより、家庭を取り巻く状況が変化しており、親が子育てについて学ぶ機会等もそれぞれの家庭によって異なります。このような中で、家庭の状況に応じた子育て支援や親の学び・育ちを応援するための方策が求められています。 保護者が家庭教育において自らの役割や重要性を自覚して子育てができるよう、家庭の教育力向上のための支援の充実を図っていきます。
60	施策6 生涯の学びを支える図書館の充実	個別事業43「新中央図書館の建設」について、中央図書館の役割は①区中央図書館も一分館、②図書館分館業務(指定管理)の支援と調整、③区行政文書の公文書館、と考える。図書館間(区内図書館分館、市区図書館、都立図書館等)の蔵書の貸し借りが盛んになり、中央図書館の役割は変わった。中央図書館をハブとし、周りに分館を配置することから、ネットワークで繋がり、利用者がアクセス容易な図書館システムに移行すべきである。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 現在、中央図書館は、区立図書館のサービスネットワークの中心館として、その役割を果たしております。新中央図書館については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催と、その後の社会経済状況も見据え、建築に向けて検討していきます。ご意見の主旨は、検討の参考とさせていただきます。

意見 番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
61	施策6 生涯の学びを支える図書館の充実	<p>中央図書館について、新宿区行政にとって施策を進める上で基本計画、実行計画に書き込むことは非常に重要なことである。第一次実行計画(素案)では、計画事業「新中央図書館等の建設」となり、15年程前の中央図書館長の願いが実現した。</p> <p>新しい図書館は魅力的だが、15年前の話では35億円位かかる。私は福祉施設の建設を優先すべきと考えている。「戸山いつきの社」の小規模多機能と通所デイは戸山ハイツの4号棟の1階部分を改修している。現在の中央図書館も戸山中学校の校舎を利用している。</p> <p>早稲田大学の図書館は専門的で、規模も大きく、貴重な文献が管理され、火災のリスクを考えて入室管理がされている。それに対して、区立図書館は区民の為の地域図書館で、ほとんどの本は消耗品として扱われる。したがって、早稲田大学は新宿区の中央図書館との連携を考えているのではなく、理工学部の際にある戸山中学の跡地を利用することに関心があるだけと推定される。</p> <p>新宿区にとっても土地は貴重で、新宿区に必要な施設を建設することを希望する。早稲田大学との合築には図書館機能の強化、増強はないので、合築には反対である。</p>	E 意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新中央図書館については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催と、その後の社会経済状況も見据え、建築に向けて検討していきます。</p>
62	施策6 生涯の学びを支える図書館の充実	<p>子ども読書活動について。子ども読書活動の推進は非常に大切だが、区立図書館を利用しないと読書ができないわけではないので、区立図書館における子どもへの貸し出し冊数を目標にするのはおかしい。</p>	D 今後の取組の参考とする	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>子ども読書活動は、「第四次新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館のみならず家庭や学校、子育て支援施設等での読書支援や読書環境整備を含む全64事業を体系的に推進しています。</p> <p>「区立図書館における子どもの年間貸出冊数」は計測可能な読書量の数値として妥当と考えますが、このほか不読者率(1か月間1冊も本を読まなかった児童・生徒の割合)の低減や全64事業の達成度を表す指標を加えることなどを、今後、検討していきます。</p>

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
63	施策6 生涯の学びを支える図書館の充実	<p>学校図書館の充実について。素案には、学校図書館を「教育活動」に活用するとあるが、子どもたちの自主的な学習に活用することも視野に入れるべきである。子どもたちは、いつなんどきやる気になるか分からず、突如として学習に意欲を出すときがあり、時機を逸することなく子どもたちの成長を図るには、いつでも自主的に調べたり学習したりできる環境を整えておかなければならない。従って、たとえ日常的な利用率が相対的に低かったとしても、区立図書館や学校図書館を十二分に整備しておくことが大切であり、利用率の高さを目標達成の指標にするべきではない。なお、素案には「活用度」が書かれているが、それが何を意味する数字なのか分からない。</p>	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	<p>ご意見をふまえて、計画を推進します。学校図書館の充実にあたっては、児童・生徒の読書活動を推進するとともに、放課後等に調べ学習や自学自習で自主的に活用できる環境を整えることが重要です。</p> <p>これまで、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全校に配置し、児童・生徒へのファレンス、蔵書構成の見直しや学校図書館の計画的な更新、区立図書館との連携等を行い子どもの読書活動を支援してきました。</p> <p>また、児童が放課後等に調べ学習や自学自習ができる環境を整備するため、平成29年度から学校図書館の放課後等開放のモデル事業を小学校5校で開始し、平成30年度には小学校15校に拡大する予定です。</p> <p>「学校図書館の活用度」については、学校図書館は子どもの読書活動だけではなく、授業等の教育活動や放課後等の調べ学習・自学自習等のさまざまな場面で活用されることが重要であることから、これらをすべて含めて、図書館が活用された度合を総合的に判断するために指標としています。</p> <p>今後も、学校図書館の充実を推進し、子どもたちの読書活動や自学自習等を支援していきます。</p>
64	施策6 生涯の学びを支える図書館の充実	<p>肢体不自由な子どもも外出できるように、せめて中央図書館には車でも行かれるよう、駐車スペースを確保して下さい。</p>	G その他	<p>中央図書館については、施設状況の理由から利用者駐車場の設置は現在考えていませんが、障害のある方の自動車での来館についてはその都度対応しています。</p>

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
65	施策6 生涯の学びを支える図書館の充実	施策4・6に関して、高校卒業後の障害者のための生涯学習の環境・制度を構築してください。学校で積み上げてきた学習を継続できる学びの場を提供してください。生涯学習をてがけるNPO法人への助成・講師の派遣・講師代の補助・地域センターや図書館など場所の提供など、必要に応じて福祉部と連携し支援をしてください。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>図書館では、障害のある方の読書や学習支援として、視覚障害者等への録音図書の貸出しや対面朗読サービス、発達障害等のある方にも有効なマルチメディアデージー(※)の貸出し・閲覧、図書館へ来ることが困難な方への家庭配本サービスを実施するほか、バリアフリー映画会や講演会などの行事も行っております。今後もこれらを通じて障害のある方の学びを支援していきます。</p> <p>また、区では、平成30年度から10年間を計画期間とする障害者計画等を策定しており、個別施策の一つとして「学校教育終了後の進路の確保」を掲げています。教育委員会としても、施策の推進のために、関係部署と十分に連携を図っていきます。</p> <p>なお、施策6「生涯の学びを支える図書館の充実」の「現状と課題」及び「取組の方向性」に、障害のある方を含むすべての方に一層利用され、活用される図書館を目指すことの記載を追加します。</p> <p>※マルチメディアデージー：学習障害、知的障害、ディスレクシア(文字の認識が困難な障害)など、読みに困難を持つ方の読書を支援をする道具。文字・音声・画像をパソコンで再生するもので、音声で読み上げている文字がハイライトされたり、文字の大きさや読む速さなどが変更られるため、一人ひとりに最適な状況で利用することができる。</p>
66	施策6 生涯の学びを支える図書館の充実	新しい教育委員会制度がスタートし、区長と教育委員会が意見交換を行なう場として総合教育会議が設置され、新宿区教育大綱が策定された。大人が利用しやすい図書館システムを作る為と、図書館の暴走を抑える為に、図書館管理を教育委員会から区長部局へ移管することを求める。	E 意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区立図書館の所管を区長部局に移管することについては、現在、その予定はありませんが、新たな教育委員会制度のもと、総合教育会議等の機会を通じて、関係部署と教育委員会との一層の連携を図っていきます。区立図書館は区立学校との連携等も重要であることから、当分の間、教育委員会の所管としていきます。</p>
67	施策7 子どもの安全の推進	個別事業48「安全教育の推進」にある、「小学校では地域安全マップの作成を教育課程に位置付け、全校で実施します。」についてご説明ください。地域協働学校(コミュニティ・スクール)との関係や、各小学校で地域安全マップをどのように活用しているのかをご説明いただけるとありがたい。	F 質問に回答する	<p>ご質問に回答します。</p> <p>地域安全マップは、小学校の児童がグループごとに地域をめぐりながら、防犯や防災、交通安全等の視点で地域を確認し、地図を作成していく学習で、すべての小学校の教育課程に位置付けています。学校や地域の实情に応じて取組の方法はさまざまですが、児童が地域をめぐるときに、地域協働学校運営協議会の安心安全支援部などを通じて地域の方々に参加するなど、地域の方々と連携して地域安全マップを作成しています。また、作成した地図を地域協働学校の委員や地域の特別出張所等に提供する取組も行われています。</p>

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
68	施策7 子どもの安全の推進	教育委員会として、薬物乱用防止対策をどのように対処しているかご説明ください。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 すべての区立小・中学校で薬物乱用防止教室を実施しており、警察署員や学校薬剤師等を招へいし、薬物の害や身近な生活ではどのようなことに気を付けることが必要ななどを指導しています。また、小学校では体育科の保健領域で、中学校では保健体育科の保健分野の授業で、薬物乱用の害について指導しています。
69	施策7 子どもの安全の推進	個別事業50「学校安全対策の充実」にある「通学路における安全対策として、「新宿区通学路交通安全プログラム」に基づく交通安全総点検やその後の安全対策」について、交通安全総点検は平成30年度から小学校29校すべてで実施と考えてよいのか。また、「その後の安全対策」とはどういうものか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 新宿区通学路交通安全プログラムに基づく交通安全総点検は、区立小学校全29校を5つのグループに分け、平成26年度より、1グループずつ実施しているもので、平成30年度をもってすべての区立小学校が1回目の交通安全総点検を終えるものです。平成31年度以降は初めのグループに戻り、順次実施していきます。 また、その後の安全対策については、交通安全総点検の結果、要対策箇所と判断された箇所ごとに、道路管理者や所管警察署、学校等と調整の上、歩道整備や道路標示の補修等のハード対策や、交通安全教育といったソフト対策等、要対策箇所に応じた具体的な対策を講じるものです。
70	施策7 子どもの安全の推進	個別事業50「学校安全対策の充実」に、安全用品等の配布について、「小学校新1年生全員に黄色い帽子と黄色いランドセルカバーを配布し、新入学児童の通学時における安全の確保を図っています。また、小学校新入学児童に防犯啓発冊子「こんなときあなたはどうしますか？」を配布するほか、小学校1年生、4年生及中学校1年生に防犯ブザーを配布し、防犯対策を図っています。」と追加したほうがよい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 個別事業「学校安全対策の充実」に、安全用品等の配付について記載を追加するとともに、ページ下部に安全用品等の内容及び防犯啓発冊子の配付について説明を追加します。
71	施策7 子どもの安全の推進	個別事業50「学校安全対策の充実」にある「通学路等への学童養護員の配置」について、現在、新宿区全体で約何人の方が通学路等への学童養護員をされているのか。また、勤務時間帯を教えてください。区内における登校時の交通規制時間は、原則として7時30分から9時までに統一されていると考えてよいのか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 学童擁護員は各小学校の通学路等の状況によって、1校あたり2～4箇所(計69箇所)に配置しています。勤務時間帯については、1日4時間以内で学校が必要とする時間に配置しています。 また、区内における登校時の車両通行禁止規制時間は、原則として7時30分から9時までに統一されています。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
72	施策7 子どもの安全の推進	個別事業50「学校安全対策の充実」に、「PTAによるパトロールや地域ぐるみの「通学路の見守り・パトロール」の実施」とありますが、小学校29校すべてのPTAの方が毎日実施されているのか。また、地域ぐるみの「通学路の見守り・パトロール」とはどういうものか。このほか、PTAへの防犯用品の配布は行なわれているのか。「防犯用品」とはどういうものか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 子どもたちの地域での安全を確保するためには、学校・保護者・地域の連携による地域ぐるみの安全体制の整備が重要です。PTAによるパトロールについては、実施方法や時期は異なりますが、全ての小学校のPTAで実施されています。地域ぐるみの見守り・パトロールは、地域協働学校運営協議会の安心安全部等の協力のもと、保護者や地域の方々が登下校時に通学路に立ったり、通学路を見回る等して子どもたちの安全を見守る活動です。 防犯用品は、見守りやパトロールなどの活動を支援するために、幼稚園PTA連合会や小学校PTA連合会、中学校PTA協議会を通して、PTAに犯罪の予防を呼びかける防犯プレートや腕章等を配布しています。
73	施策7 子どもの安全の推進	トピックスのかたちで構わないので、「子どもの安全の推進」の観点から、「ピーポ110ぼんのいえ」の取組の紹介をしてもらえるとありがたい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見をふまえて、計画素案を修正します。 「施策7 子どもの安全の推進」の中で「ピーポ110ぼんのいえ」の取組について記載します。今後も、子ども家庭部と連携し、子どもたちへの周知・定着を図っていきます。
74	施策7 子どもの安全の推進	教育委員会として、文部科学省が策定した「学校事故対応に関する指針」(2016年3月)をどのように対応しているかご説明ください。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 「学校事故対応に関する指針」については、全区立学校及び教育委員会事務局各課に通知し、事故発生時に適切な対応が行えるよう周知を図るとともに、学校における事故の未然防止等に取り組んでいます。
75	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	いじめについて、素案P19の小学生・中学生の朝のあいさつ運動や声掛けはとても良いと思います。デートDVといじめの深刻化に共通するのは「孤立化」です。孤立化を防ぐためには相談ができる相手や窓口を増やすことが大事です。また、いじめの早期発見には朝のあいさつが役立ちます。クラスや外でのあいさつの様子に変化がないか、観察し声を掛け「聞く」ことが大事だと思います。 また、知人・友人にはむしろ気軽な相談がしにくい面もあると思います。気軽な相談の出来る「こども相談室」「でんわ窓口」を地域または区または教育委員会のもと設けられたら、いざという時に早期対応できるのではないかと思います。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	ご意見は、素案の内容に含まれています。 いじめの早期発見や早期対応については、児童・生徒を細やかに観察し、理解していくことが肝要です。教育委員会では、平成27年度より「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート(hyper-QU)」を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度や学級でのかかわり等について教員が把握・分析することで、いじめを含むさまざまな問題行動に対する組織的な対応の充実と改善につなげていきます。 また、教育相談室では臨床心理士による面接相談や電話相談を行うとともに、「いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」」を開設し、相談体制の充実に努めています。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
76	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	娘が新宿養護学校に進学したが、教員の専門性は高く、娘も楽しく通学しており、区立の特別支援学校があることをとてもありがたく思う。しかし、現在中学校の年齢の子どもたちが卒業する時には、新宿区立あゆみの家も定員を超え、卒業後の居場所がなくなるとの話を聞き不安に思っている。また、高校を卒業すると体を動かしてもらえる機会も少なくなり、今までできていたことや姿勢ができなくなったとの話も聞く。高校卒業後も、かわらず地域で、心身ともに生涯学習していける場所の確保をお願いしたい。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿養護学校では、経験豊かな教職員が進路指導にあたっています。特別支援学校高校部とも連携を取りながら、円滑に進学できるよう対応しています。 新宿区では現在、平成30年度から10年間の計画期間とする障害福祉計画等を策定中ですが、この計画では個別施策の一つとして「学校教育終了後の進路の確保」を掲げています。教育委員会としても、施策の推進のため、関係部署と十分に連携を図っていきます。
77	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	施策8に関して、医療的ケアがあるために通学バスに乗ることができない児童・生徒が自主通学するための費用を助成してください。福祉部から支給されるタクシー券は、リスト付きタクシーを利用すると一回の利用で一か月分3500円を使い果たしてしまうこともあります。通学バスは利用負担がありません。教育を受ける権利は同じであるはずなのに、医療的ケアがあることで財政的な負担に差があるのは不公平です。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿養護学校に通学する医療的ケアが必要な児童・生徒については、安全を最優先することを基本に、医師の所見に基づきスクールバスへの乗車中に医療的ケアを必要としないと判断される場合には、スクールバスを利用していただいています。 スクールバスに乗ることができない児童・生徒については、公共機関や自家用車、タクシー等で登下校していただいています。通学の支援について、重度の肢体不自由児や愛の手帳を持っている児童・生徒は、区の移動支援の利用が可能です。
78	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	小・中学校と教育委員会がしっかり学校と連携して教育の引継ぎをして下さい。養護の子が普通校に行かれないのを知らない教育委員会職員がいる、この教育もしっかりして下さい。選択の自由と言いますが、選択しても拒否では自由ではない。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 教育委員会では、障害のある児童・生徒等の就学先については、保護者の希望等も考慮しながら、個々の状況に応じた適切な指導を行うことができるよう、医師や専門家等の意見を踏まえて就学支援委員会等で審議しています。 今後も、教職員等への研修の充実を図るとともに、学校や関係機関と十分に連携しながら、特別支援教育を一層推進していきます。
79	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	通級生徒に対しての教員研修の強化を提案する。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 毎年、全教員を対象とした特別支援教育に関する研修会等を実施し、教員の専門性向上を図っています。 また、小学校のまなびの教室の拠点校では、発達障害等のある児童に対する実践的指導や、心理・言語に関する助言等、学校の実態に応じた教員研修を実施しています。 平成31年度には全中学校に特別支援教室を設置する計画であることから、今後は中学校の教職員を対象とした研修についても、一層の充実を図っていきます。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
80	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	子どもの国籍別の状況だけでは見えない、両親いずれかが外国籍であるなど多国籍化は上昇の一途で、また、アジア圏に向いている。本当の意味で自立した区民として、将来きちんと納税する大人を育てるためには、こうした子どもたちの教育に投資をすべきであり、現在のような日本語教室(大久保小・新宿中)だけではこぼれてしまう子どもたちが多くでてきてしまう。まずはその子どもたちの自尊感情を育て、丁寧な指導が急務であると考えている。それを新宿モデルとして全国に発信できるくらいに特化してもよいのではないのでしょうか。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 ご指摘のとおり、区立小・中学校には外国籍の子どもや外国にルーツを持つ子どもが多く在籍しており、日本の学校生活への適応や学習支援等、さまざまなサポートを行っています。 日本語のサポートが必要な子どもが区立学校に入学・転入した場合には、教育センターでの集中指導または学校での初期指導を行った後、学校の中で個別指導を行い、学習についていけるようサポートしています。また、高校受験を希望する外国籍等の中学3年生に対しては、受験に必要な学習指導を行い、進学を支援しています。 さらに、学校から家庭への連絡文書等の翻訳や、保護者会等への通訳派遣など、円滑な学校生活を送るための支援も行っています。 今後も、外国にルーツのある児童・生徒に対する支援しっかりと推進していきます。
81	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	素案15ページ「○ 子どもの貧困対策」にある「その後策定された」について、「平成26年8月に策定された」と明記してください。また、「必要な環境整備と教育の機会均等を図る」のところには、「文部科学白書2016」104ページの目的・理念にあるとおり、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進する。」という文言を追加してください。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見をふまえて、計画素案を修正します。 素案15ページ「○ 子どもの貧困対策」について、「子供の貧困対策に関する大綱」の目的・理念に沿って記述を追加します。
82	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	新宿の子どもたちの経済状況や家庭の教育力の低下、体験の差が学力の二極化等をもたらしているなどの分析は行われており、それに対する施策については考えられているようである。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	ご意見は、素案の内容に含まれています。 教育ビジョンでは、経済状況等の家庭環境にかかわらず豊かな学びを「施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備」で、家庭の教育力については「施策5 家庭の教育力の向上支援」で、それぞれ現状と課題について整理するとともに、取組の方向性及び個別事業を掲げています。これらの取組の着実な推進により、子どもたちの豊かな学びと育ちにつなげていきます。
83	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	子どもの貧困対策について、学校でお手伝いしたらスタンプ、貯まったら文具と交換。学校の屋上で菜園、収穫できたら持ち帰り。こういった単なる支給ではない方法がとれたら、子どもの育成にも良いのではないかと思います。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 教育委員会では、子どもたちが家庭環境にかかわらず豊かに学べるよう、学習の支援や相談体制の整備、就学援助、奨学資金の貸付等の取組により支援しています。今後も、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、学校でのきめ細かな指導や学校を窓口とした相談支援等に取り組んでいきます。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
84	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	教育ビジョン素案には、学校と地域との連携・協働の重要性が記載されています。共働き家庭にとって放課後の家庭の代わりに生活の場である学童クラブは、第二の家庭と言われており、家庭と同様に学校との連携・協働が欠かせません。ぜひ、学童クラブの指導員と学校の教員との連携も教育ビジョンに入れていただくようお願いいたします。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 学童クラブ等の放課後の子どもの居場所は、子ども家庭部が所管しています。教育委員会でも学校図書館の放課後等開放を行っていますが、実施にあたっては学校や子ども家庭部としっかりと連携して取り組んでいきます。 また、すべての区立小・中学校が地域協働学校になり、地域との連携により様々な学校支援活動が展開されています。今後は授業等の支援の他に、放課後等にもさまざまな支援が行われるよう、取組を進めていきます。
85	施策9 学校の教育力の強化	素案55・88ページの個別事業33「学校評価の充実」<実行計画事業>について、文部科学省では、「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年11月改訂〕」を示しており、幼稚園の特性に応じた学校評価を推進することによって、幼稚園教育の質の向上を図っているそうです。そこで、新宿区教育委員会でも区立幼稚園の学校評価についても実施することを検討していただきたい。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見をふまえて、計画を推進します。 幼稚園の学校評価については、学校教育法に基づき、各園において実施しています。幼稚園の特性に応じた園評価が実施できるよう、教育委員会でも研修会を実施しています。
86	施策9 学校の教育力の強化	スクールソーシャルワーカーによるスクールカウンセラーのサポートを提案する。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 いじめや不登校、その他問題行動等の児童・生徒への対応については、教育委員会事務局に設置した学校問題支援室を中心として、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーなどの関係職員や関係機関が連携して対応しています。
87	施策9 学校の教育力の強化	部活動の見直しと増加、及び外部顧問の検討を提案する。 現在、部活動の数が少ない(特に理系分野の部活)ため、子どもがやりたい部活が無い、もしくは早々に止める生徒も多数。そこで、杉並区のように、教師が顧問をしない部活を増やして欲しい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 現在、指導員を希望する部活動については、体育協会会員、新宿未来創造財団の人材バンク登録者などの外部指導員を配置しています。 地域の関係団体や民間事業者等を活用した「部活動指導員」のあり方については、杉並区等の事例も参考にしながら、今年度設置した部活動のあり方に関する検討委員会の中で検討を進めていきます。
88	施策9 学校の教育力の強化	個別事業71「教員の働き方の意識改革等」に関して、新聞報道等によると、平成29年8月、学校現場での「働き方改革」について、中央教育審議会の特別部会の緊急提言で、教員の長時間労働の解消に向けた対策を発表したそうです。そこで、新宿区教育委員会では、「教員が休む時間を確保するため、夏休みなどの長期休暇中にいわゆる「学校閉庁日」を設ける対策」をするつもりですか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 教育委員会では、教員の勤務実態の調査の結果をふまえ、教育委員会の事務局職員と学校の代表で構成するプロジェクトチームを設置し、過労死ラインを超える状況の改善や、年度ごとの数値目標等の在り方も含め検討していく考えです。学校閉庁日の設定といった具体的な取組については、そのプロジェクトチームで検討していく予定です。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
89	施策9 学校の教育力の強化	教育環境の劇的な変化としてのICT化の中、教員が子どもたちに向き合えずおろそかになることなく、うまくそういったことを使いこなすことが大切。教育があくまで人と人のかかわりの中で生まれるように、必要以上に多い事務作業をもっとアウトソーシングできるようにと願います。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	ご意見は、素案の内容に含まれています。 教育委員会では、これまでも子どもたちの学習効果を高めるとともに、教員が業務に専念できる環境を確保する観点から、学籍・成績管理等の校務支援のための「校務用ネットワーク」や、授業にICTを活用するための「教育用ネットワーク」を整備してきました。 また、ICT支援員の学校訪問や区イントラネット研修の実施、学校内の文書配付や事務マニュアル等の効率化等の取組により、学校事務の効率化を進めてきました。 教員の勤務環境の改善については、外部の専門家や専門機関との連携を強化するとともに、学校内外の人材を活用した「チームとしての学校」の実現を進めるとともに、必要な対策について他区と連携・協働して、国・都へ一層働きかけていきます。
90	施策9 学校の教育力の強化	教職員の勤務環境の改善について。教職員の勤務環境を改善し、教員が児童・生徒の指導にかける時間を創出することは、教育水準向上のため欠くことのできない重要な施策である。しかし、どのようにすれば実質的な環境改善につながり、もって教育水準が向上するのか、具体的な方策と予想される効果が素案では明確でない。また、たとえ教員でなくてもできる業務であっても、それを経験することによって指導力の向上に結び付く場合もあり得るので、教職員の勤務環境の改善に関しては、長期的視野に立った総合的な工夫を行う必要がある。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿区では、独自に調査を実施し、教員の勤務実態の把握に努めています。また、平成29年12月に設置した教育委員会の事務局職員と学校の代表で構成するプロジェクトチームにおいて具体的な方策を検討し、タイムレコーダーの導入や定時退庁日の設定等、勤務環境の改善や教員の意識改革等に向けた取組を実施していく予定です。 今後も、こうした取組に加え、さらなる改善に向けた対策について長期的な視点に立って検討を進め、実践していきます。
91	施策9 学校の教育力の強化	施策9「学校の教育力の強化」の現状と課題において、「学校教育を支える教員は、教科指導、生徒指導、部活動指導に加えて、安全指導や食に関する指導、授業以外の事務業務、PTAや地域との連携等、校務の分掌を通じて幅広い業務を行っており、学校や教員の熱心な取組や負担の上に成り立っているとの指摘が全国的になされています。」としているが、本区の教育ビジョンであるから、全国的ではなく、本区の教員がどうなのか示してほしい。「本区においても同様に、学校や教員の熱心な取組や負担の上に成り立っている。」とすべきである。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 本教育ビジョンでは、各施策の「現状と課題」の中で、これまでの成果と課題を分析しています。成果の中では、教育委員会だけでなく、各学校の取組についても触れています。 なお、本区における教員の勤務実態については、平成29年6月～7月に実施した勤務実態調査の結果から長時間労働の実態を把握しており、その結果について計画素案に追加して記載します。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
92	施策9 学校の教育力の強化	教員勤務実態調査について、「小学校教諭が57時間25分、中学校教諭が63時間18分という勤務実態が示されました。新宿区教育委員会が平成29年6～7月に実施した区立学校教員の勤務実態調査でも、勤務時間について国の調査結果とほぼ同様の結果がでています。」と書かれているが、本区の調査した勤務時間の数値も記すべきである。また、本来の勤務時間が示されておらず比較対象ができない不十分な記述である。本来の勤務時間、「1週間当たり38時間45分」を示すことで、教員がいかに異常な勤務状況におかれているかリアルに示すこととなり、課題と対策の緊急性・重要性が明らかになる。さらに、厚生労働省が示す、過労死ライン、1カ月80時間の超過勤務時間からみて、調査した本区の教員の勤務時間がどのようになっているかも示してほしい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見をふまえて、計画素案を修正します。 新宿区教育委員会が平成29年6月～7月に実施した区立学校教員の勤務実態調査の結果について、施策9「学校の教育力の強化」の「現状と課題」に追加して記載します。併せて、正規の勤務時間（一週間当たり38時間45分）の記載を追加します。
93	施策9 学校の教育力の強化	職員の勤務環境の改善では、「学校や教員だけで解決することが困難な複雑化・多様化した問題への対応に向け、外部の専門家や専門機関との連携を強化するとともに、学校内外の人材を活用した「チームとしての学校」の実現を進めます。また、教員の勤務実態調査の結果をふまえて、教員が業務に専念できる環境の整備や働き方の意識改革、部活動の負担軽減等の対策に取り組むとともに、必要な対策について他区と連携・協働して、国・都へ一層働きかけていきます。」としています。具体的な内容は示されないものの、教職員の長時間過密労働を改善するための方向性を示すものとして期待したい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見をふまえて、計画素案を修正します。 教職員の勤務環境の改善については、素案の中で「専門人材を活用した教育相談体制の充実」「部活動を支える環境の整備」「学校の法律相談体制の整備」「教員の働き方の意識改革等」の4つの個別事業を示しています。このうち、「教員の働き方の意識改革等」について、タイムリーダーの導入の検討等の具体的な取組の記載を追加します。 今後も、こうした取組に加え、教育委員会の事務局職員と学校の代表で構成するプロジェクトチームにおいて、さらなる改善に向けた対策について長期的な視点に立って検討を進め、実践していきます。
94	施策9 学校の教育力の強化	教職員の勤務環境の改善について、教員の持ち時数の軽減が必要である。英語授業、ICT教育、指導法の改善など文科省からの学校現場へ持ち込まれる内容が多くなる一方、担当教科の教材研究、授業準備も日々行う必要性があり、これが、教員の長時間労働の一因になっている。 私たち職員団体が行った「『働き方』緊急アンケート」においても、回答した約3割の教員が授業の持ち時間数を減らしてほしいと答えている。もっと教材研究や授業準備の時間がほしいとの教員の声に応える改善策を示してほしい。それが、子どもたちへの教育の質を高めることになる。そのため、都や国へ教職員を増やすよう働きかけるとともに、本区独自の施策も考えていただきたい。具体的には、学習指導支援員の複数配置、小学校英語授業を行う非常勤講師の配置などである。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 教員の業務改善のために具体的にどのような取組が必要なのかについては、教育委員会の事務局職員と学校の代表で構成するプロジェクトチームで検討していきます。国や都が定めていることについては、必要に応じてその改善を他区市とも連携しながら、国や都へ働きかけていきます。 なお、小学校の英語教育については、新たに年間35時間の外国語活動が必修となる小学校3・4年生で、平成30年度からすべての授業に外国語英語教育指導員を配置する予定です。また、外国語の効果的な指導方法やデジタル教材の活用について、今年度から小学校2校を教育課題モデル校に指定し、平成32年度の全校へのデジタル教材導入に向けて研究を進めていきます。なお、小学校英語の非常勤講師の配置については、現在のところ考えていません。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
95	施策9 学校の教育力の強化	教職員の勤務環境の改善について、調査・報告書の作成については区として精査し減らす立場で。私たち職員団体が行った「『働き方』緊急アンケート」では働き方を改善するために縮減・簡素化してほしいものとして、区教委に限らず、教育委員会からの調査・報告書の作成をあげている教員が約6割となっている、異常とも思えるこの実態を本区教育委員会が真摯に受け止め、具体的に改善するよう求めたい。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 平成22年3月に「学校事務効率化検討チーム」での総合的な検討結果をふまえて、「区立学校あて通知・依頼ルールについて」を定めるなど、これまで教員の事務負担の軽減に取り組んでいます。こうした取組を引き続き実施していくとともに、今後は、教育委員会の事務局職員と学校の代表で構成するプロジェクトチームにおいて、教員の業務改善の具体的な対応を取りまとめ、対応可能なものから順次実施していきます。
96	施策9 学校の教育力の強化	素案では、働き方の意識改革をあげているが、教員の意識改革より管理職、管理する側の意識改革が必要ではないか。 私たち職員団体が行った「『働き方』緊急アンケート」では、「休憩時間や勤務時間外にかかる会議・業務」を改善してほしいとする回答が6割を超えている。労働基準法からみてもこれは異常である。そもそも管理職はこの実態を把握しているのだろうか。把握しているとしたら、労働基準法に反する実態を放置していることになり、重大な問題である。また、このような実態を区教委は把握しているのだろうか。区教委の対応も問われることになる。 区教委は、管理職だけに任せず、何故、休憩時間や勤務時間外に会議や業務を行わなければならないのか、その実態、実情を把握し改善させることが求められる。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 教育委員会では、各学校の管理職に対して、校園長会等を通じて、勤務時間管理表を活用するなど、教職員の勤務時間を把握するよう指導しています。また、授業の週ごとの指導計画に出勤・退勤の時間を記入させる等、工夫して勤務時間の把握に努めている学校もあります。今後は、平成29年6月～7月に実施した区立学校教員の勤務実態調査の結果をふまえ、学校管理職が教員の勤務時間を適切に把握できるようタイムレコーダーを導入するなど、勤務環境の改善や教員の意識改革等に向けた取組を実施していく予定です。 また、今後も、こうした取組に加え、教育委員会の事務局職員と学校の代表で構成するプロジェクトチームにおいて、さらなる改善に向けた対策について長期的な視点に立って検討を進め、実践していきます。
97	施策9 学校の教育力の強化	教職員の勤務環境の改善について、取組の方向性について期待するが、素案の他の項目のように、職員の勤務環境の改善の部分についても具体的な内容が示されるよう求めたい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見をふまえて、計画素案を修正します。 教職員の勤務環境の改善については、素案の中で「専門人材を活用した教育相談体制の充実」「部活動を支える環境の整備」「学校の法律相談体制の整備」「教員の働き方の意識改革等」の4つの個別事業を示しています。このうち、「教員の働き方の意識改革等」について、タイムレコーダーの導入等の具体的な取組の記載を追加します。 今後も、こうした取組に加え、教育委員会の事務局職員と学校の代表で構成するプロジェクトチームにおいて、さらなる改善に向けた対策について長期的な視点に立って検討を進め、実践していきます。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
98	施策9 学校の教育力の強化	<p>教職員の資質・能力の向上について、教員の自主的な研修意欲、自ら学ぶ意欲、教員同士が情報を共有と書かれているが、これらは、上から与えられるものではなく、その学校の児童・生徒の実体をもとに、学校内の協力・共同が培われ、教職員の信頼関係がしっかりとしたものとなっていく中でこそ、教師として教師集団として本当の力が育つというのが、47年間教育現場にいた私の考えである。</p> <p>しかし、今私の耳に入る学校現場での現状は、教師が本当にまとまっているのか、協力し合っているのか疑問に思うことが多い。忙しすぎる現状に、自分のことで精一杯となっていないか、そうした学校現場の状況や教職員の悩み、苦しみに、素案にある内容がどう関連しているのか検討してほしい。学校の実態からかけ離れた施策では教職員の資質・能力の向上につながらない。素案のようにあれもやれこれもやれではなく、学校現場の問題・課題に向き合い、サポートする方向ですすめてほしい。</p>	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	<p>ご意見をふまえて、計画を推進します。教職員の自主的な研修については、幼稚園、小学校、中学校の各校種における教育研究会の活動について、研究費を助成するなど支援しています。</p> <p>また、本素案の作成にあたっては、教育委員会の事務局職員及び学校の代表者からなる教育ビジョン検討会議を設置し検討するとともに、校(園)長会、副校(園)長会、教務主任会、生活指導主任会の意見を聴き、学校の意見を取り入れながら作成しました。</p> <p>なお、教育ビジョンの実現にあたり、教職員の負担増につながらないように、教育委員会の事務局職員と学校の代表で構成するプロジェクトチームにおいて、教職員の勤務環境の改善に向けた取組を学校現場の課題をふまえながら検討し、実践していきます。</p>
99	施策9 学校の教育力の強化	<p>教職員の資質・能力の向上に関連して、人事考課制度について申し上げたい。人事考課制度は、業績評価による賃金への差別化など、教職員の競争をあおり、疑心暗鬼の教職員関係を生み出し協力体制を壊すものとして百害あって一利ないものである。教職員の協力・共同は教職員を育て、子どもたちへの教育にとって大切なことである。人事考課制度がもたらしている問題を区教委として調査し、撤廃を都に対して働き掛けてほしい。</p>	E 意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区立学校の教員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条及び東京都区市町村立学校教職員の人事考課に関する規則に基づく、東京都の人事考課制度の対象となっております。教育職員の職務遂行上の能力及び情意並びに実績について、公正かつ客観的に評価し、その結果を教員の指導育成に活用することで、教員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を目的としています。</p> <p>新宿区教育委員会としては、この制度の本来の目的が十分に達成されるよう運用に努めたいと考えております。</p>
100	施策9 学校の教育力の強化	<p>この十年で子どもたちへの様々な仕組みや支援づくりが図られてはいるが、そのハブとなる学校管理職や中間管理職のかかわりが非常に多くなり、多忙となり、職務が多岐にわたっている。それにより子どもたちの状況の改善が図れたことをもっと評価してもいいのではないかと。素案32ページの全国平均を見ても、新宿区はある程度の評価はできるが、それ以上を求めているあたり、教育現場のまじめさが自分たちの首を絞めないだろうかかと危惧している。</p>	E 意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区立学校の児童・生徒の学力や学習状況、体力や運動習慣については、ここ数年間の各学校の取組により、向上や改善につながっています。</p> <p>取組の成果や課題については、校園長会や各種研修会、委員会等において常に学校と共有しています。</p> <p>また、教育課題研究校やモデル校においては、教育委員会が学校と一緒に研究を進めることにより、学校の効率的で効果的な取組を支援しています。</p>

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
101	施策9 学校の教育力の強化	地域説明会での質疑応答でも、「一定数の地元の小学校を卒業した生徒さんが、国立、私立に進学してしまう状況である」とのことですが、再度確認させてください。「子どもの貧困」の観点からも、「地域の子どもは、地域で育ていく」という観点からも、教育委員会として、中学校には魅力ある学校づくりに努めていただきたい。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>教育委員会では、生徒の実態や地域の実情、各学校の特色を活かして実施する創意工夫ある教育活動を支援するとともに、学校・家庭・地域が一体となって地域に根差した取組を進める地域協働学校の取組などにより、中学校の魅力ある学校づくりに努めていきます。平成30年度からは、小中連携地域協働学校のモデル実施を開始し、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支えるしくみを充実していきます。</p> <p>また、小・中学校間の学校生活や学びの接続を図り、生徒がスムーズに中学校生活をスタートできるよう、中学校区を単位に年間2回以上、小・中学校の教員が交流する機会を設けるなど、小中連携教育を推進しています。</p> <p>なお、現在、国公立・私立中学への進学率は40%弱という状況ですが、中学校進学に際しては学校選択制度を実施するとともに、「学校案内」を区立小学校6年生の全児童に配布し、各区立中学校の特色や教育方針、部活動等について周知をしています。</p> <p>今後もこれらの取組を推進し、魅力ある学校づくりに努めていきます。</p>
102	施策10 学校環境の整備・充実	生活スタイルの変化の中で、子どもの健康面ということで言えば、小学校のトイレの洋式化は急務です。早急にお願いします。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	<p>ご意見は、素案の内容に含まれています。</p> <p>児童・生徒に安全・安心な環境を確保するとともに、災害発生時に地域住民の避難所としての機能を向上させるため、学校施設のトイレについて、平成30年度から32年度までの3年間で以下の目標を掲げて洋式化を実施していきます。</p> <p>【学校トイレの洋式化率】</p> <p>小学校：(29年度)61.9% ⇒ (32年度)86.9%</p> <p>中学校：(29年度)62.2% ⇒ (32年度)91.1%</p>

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
103	施策10 学校環境の整備・充実	素案13ページ「⑪ 学校の適正規模・訂正配置等及び学校施設の整備」にある「学校選択制度」の脚注には、「魅力ある教育活動と開かれた学校づくりを目的に、…保護者が子どもの入学する学校を選択できる制度。平成30年度入学予定者から小学校は廃止し」とあります。教育委員会には、魅力ある教育活動や開かれた学校づくりを、ぜひ今後も継続して推進していただきたい。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 学校選択制度については、安全・安心な通学のために学区の学校が望ましいとの声が上がっていたこと、学校選択を希望する方の割合が近年、低下していたこと、さらに、小学校で児童数の増加傾向が続き、「選択できない学校」を増やさざるを得ない状況が続いたことなどのさまざまな課題をふまえ、平成28年度に「学校選択制度の見直し方針」を定め、小学校は廃止、中学校は維持するとともに、指定校変更制度の一部見直しを行うものとなりました。 一方、「特色ある教育活動」については、少人数指導や幼保小の連携、地域の伝統文化理解など、さまざまな教育活動が行われ、また「開かれた学校づくり」についても、学校公開の促進やホームページの充実、図書ボランティアや講師としての地域人材の学校活動への参加、防災訓練での地域との連携などの取組が各校で行われています。 教育委員会としては、こうした各学校での取組を引き続き推進し、魅力ある学校づくりに努めていきます。
104	施策10 学校環境の整備・充実	学校選択制度について、毎年実施されていた小・中学校新入学生の保護者アンケートは、今後どうするつもりかご説明ください。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 毎年実施をしていた小・中学校新入学生の保護者アンケートは、選択制度を維持する中学校については、今後も継続していきます。 小学校については選択制度を廃止しているため、選択制度についてお尋ねするアンケートは実施いたしません。今後、あらためて保護者の皆さまにお聞きすべき事項等の有無、内容等を検討する予定です。
105	施策10 学校環境の整備・充実	新宿区全体としては今後10年位は人口は増加するようだが、地域的にはクラス替えができない、または難しい学校がある。その場合、施設総合管理計画に従い、全国一律の基準に従い学校を統廃合するのではなく、地域の視点から学校、学区の維持をお願いしたい。小学校の学区は小学生が一人で通学するのが可能な大きさと思われるが、低学年にはまだ大きく、幼児、要介護者には大き過ぎる。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 新宿区の子どもの人口はここ10年で1割程度増えており、この傾向は今後しばらく続いていくと考えています。このため、教育委員会では、今後暫くの間は、子どもの増加に合わせて教室数を増やしていくなど、より良い環境整備に努めていくことを優先し、統廃合については、児童・生徒数の動向や、人口推計の遷移を注視していく中で、こうした状況に変動が生じた段階で具体化すべきものと考えています。 具体化すべき状況が生じた場合には、平成24年3月に定めた「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制、適正規模及び適正配置の基本方針」に基づくとともに、地域の皆さまのご意見もしっかりとお聞きした上で、検討を進めることとなります。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
106	施策10 学校環境の整備・充実	<p>子どもの増加や共働き家庭の増加により、新宿区の多くの学童クラブでは「場所がない」という理由で、国の基準以下の狭いスペースに子どもが詰め込まれて生活しています。安心して落ち着いて過ごせる放課後の生活は保障されず、学校とは違う社会生活を体験したり、自分のやりたいことにじっくり取り組むことによる学び等、放課後ならではの学びが十分にできない状況です。同じ子どものことなのに、学校は放課後の学童クラブのスペースの確保に協力してくれないとの意見が多くあります。空き教室や放課後使わない教室の活用、倉庫や資料室として使っている教室は倉庫を別に用意するなど場所の確保が可能です。小学校だけでなく、幼稚園や中学校も活用することも可能です。国も放課後の子どもの活動に空き教室を活用することを推進しています。小学校の子どもたちに影響が出るから放課後は使わせないということではなく、同じ小学校の子どもたちのことなので、学童クラブへのスペース確保に協力をお願いします。</p>	D 今後の取組の参考とする	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>現在、区立小学校29校全校で放課後子どもひろばを実施し、また小学校8校で学童クラブを併設しています。</p> <p>近年、新宿区内の小学校の児童数は増加傾向が続いており、学童クラブを利用する児童も増加しているため、余裕あるスペースが確保出来ていないとのご意見があることは認識しています。</p> <p>学童クラブで利用するスペースについては、利用時の児童の安全が確保できることを前提に、子ども家庭部と協議・調整してきています。</p> <p>引き続き子ども家庭部と密に連携し、放課後に児童が安全で快適に過ごせるスペース確保に向け、学童クラブとして利用する際の安全対策等について検討していきます。</p>
107	施策10 学校環境の整備・充実	<p>つながりのある教育の推進はとても大事なことと思います。</p> <p>その中で主に小1～3の児童が通う学童クラブとの連携もぜひ進めていただきたいです。</p> <p>私の4人の子どもの場合は児童館内学童クラブに通いましたが、児童館全体を使用できるため70人近い在籍の時もおやつが一部屋で食べにくい以外は不自由なく、公務員の先生の努力で豊かな放課後生活を送ることができました。しかし、近年急増した小学校内学童クラブの狭いスペース内で60人から80人以上もの学童児が宿題も含めた室内活動をしています。雨の日はグラウンドでも遊ばず、つらいものがあります。</p> <p>小学校内学童クラブは主にその小学校に通う児童が放課後6時過ぎまで生活する施設です。学校と学童クラブの連携協議の場を設けていただき、図書室を宿題・読書・休憩の場として開放するなど児童のための小学校の有効活用をぜひ推進していただきたいと思います。子どもたちの窮状に目を向けていただけるとありがたいです。</p>	D 今後の取組の参考とする	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>現在、区立小学校29校全校で放課後子どもひろばを実施し、また小学校8校で学童クラブを併設しています。</p> <p>近年、新宿区内の小学校の児童数は増加傾向が続いており、学童クラブを利用する児童も増加しているため、余裕あるスペースが確保出来ていないとのご意見があることは認識しています。</p> <p>学童クラブで利用するスペースについては、利用時の児童の安全が確保できることを前提に、子ども家庭部と協議・調整してきています。</p> <p>引き続き子ども家庭部と密に連携し、放課後に児童が安全で快適に過ごせるスペース確保に向け、学童クラブとして利用する際の安全対策等について検討していきます。</p> <p>また、学校図書館については、今年度、モデル事業として小学校5校で放課後等開放を開始しました。児童を対象に、読書活動を推進するとともに、調べ学習や自学自習が可能な環境を整備するため、週2回程度、放課後等に図書館を開放しています。この事業は、30年度はモデル校を15校に拡大し、31年度からは全小学校で本格実施する計画です。</p> <p>開放にあたっては、これまでも放課後子どもひろばや学童クラブの児童も利用しやすいよう、学校や子ども家庭部と調整を行いながら取り組んできました。今後も、関係機関と十分に連携しながら取組を進めていきます。</p>

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
108	施策10 学校環境の整備・充実	学童クラブは定員オーバーで困っている。子どもたちの自主性をはぐくむ大事な放課後。それは大きな意味での教育です。その活動が十分に行えない現状がある。学童クラブのスペース確保に、幼稚園・学校もぜひ協力していただきたい。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 現在、区立小学校29校全校で放課後子どもひろばを実施し、また小学校8校で学童クラブを併設しています。 近年、新宿区内の小学校の児童数は増加傾向が続いており、学童クラブを利用する児童も増加しているため、余裕あるスペースが確保出来ていないのご意見があることは認識しています。 学童クラブで利用するスペースについては、利用時の児童の安全が確保できることを前提に、子ども家庭部と協議・調整してきています。 引き続き子ども家庭部と密に連携し、放課後に児童が安全で快適に過ごせるスペース確保に向け、学童クラブとして利用する際の安全対策等について検討していきます。
109	施策10 学校環境の整備・充実	全点検の実施(安全管理の徹底)に関して、国(文部科学省)は、学校保健安全法第27条、同法施行規則第28条に基づき、学校の施設・設備の安全点検を計画的に実施することを各学校に対して求めています。教育委員会として安全点検の校内体制はどのようにしているかご説明ください。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 学校施設については、毎年計画的に保守点検を行っています。学校長と予定を調整の上、児童・生徒の施設利用に影響するような点検作業については、事前に保護者やPTAにお知らせしています。空調・給排水等、恒常的に使用している設備については、毎年同じ時期に計画的に点検を行っています。また、教員の目視等により故障等を発見した場合は、適宜、修繕等の対応をしています。
110	施策10 学校環境の整備・充実	教育委員会として、アスベスト対策をどのように対応しているかご説明ください。“文部科学白書2016”421ページ「4 学校施設の室内環境対策」によると、平成26年3月に「石綿障害予防規則」が改正され、これまでの吹き付けアスベスト(石綿)等に加え、新たに石綿含有保温材等が規制対象となったそうです。この改正を受け、国(文部科学省)は、まずはアスベストの飛散防止を図るために、教室や廊下等の児童・生徒・教職員等が通常立ち入る場所及び煙突を対象とし、その使用状況及び劣化、損傷等の状況について、「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査」を実施しているそうです。そこで、新宿区教育委員会でも使用状況調査を実施したのか、調査後の対応記録等はどうしているのか、ご説明ください。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 アスベスト対策については、全区有施設のアスベスト対策が完了しており、公表しています。アスベスト対策として、完全に除去した場所のほか、人が出入りしない場所で壁の中に封じ込める形を取った場所がありますが、そのような場所を工事する場合はアスベストの除去が必要となるため、その場合は保護者や近隣住民に説明を行った上で、工事に入っています。 なお、平成27年度の「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査」において、区内小・中学校を調査しました。石綿含有保温材が使用されている教室等はありませんでしたが、全て飛散防止等の措置がなされており、その旨、国に回答しています。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
111	その他	教育ビジョン素案に、「学童ひろば事業との連携」について明記されたことを一保護者として心強く嬉しく受け止めています。新宿区内では小学校内学童事業をより推進・展開する取組がこれからも継続されていくのだろうと、区民としても心得ています。学校敷地内に子ども総合センターの事業である学童ひろばが並立されることが、子ども1人1人をより深く理解・尊重することに繋がり、彼ら彼女らのよりよい成長を支援するものとして機能連携がされていくことを期待します。そしてその安心と高まりが、都心で子育てをする家庭の不安を取り除き、またこの新宿区で結婚・子育てをしたいという層へのメッセージに繋がるのではないかと考えています。孤立する子どもが居なくなるように、保護者、近隣住民、区議会、区職員、学校教職員、教育委員、子ども総合センター、各子育て支援センター、都児童相談所等々、子どもに関わる大人・機関全てがそれぞれ相互理解をし、子ども達を包括的に支援するネットワークの構築が推進されることを望みます。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 学童クラブや放課後子どもひろばは子ども家庭部所管の取組ではありませんが、子どもたちのよい育ちを促す環境づくりとして、子ども家庭部と連携し、「オール新宿」で取り組んでいく姿勢を示すため、教育ビジョンにトピックスとして掲載しています。こうした取組をはじめ、子どもを取り巻く大人や関係機関が相互の機能と役割について認識を深め、一体となって子どもたちを育てていくことができるよう、努めていきます。
112	その他	詰め込み・偏差値偏重教育を卒業し、最近はその自己課題解決力を育む教育にシフトしていることを、一保護者としても実感しています。横断的な教科学習、体験に基づく発展的な学習が学校で推進されています。それを生活支援の現場からより後押ししながら、子どもたちの興味関心を育む場所として、ぜひ、学童ひろば事業があることを、学校の先生方にも知って頂きたいと思います。子ども同士が、放課後や夏休み等、緊張から解放される時間に、他者と寄り添う場面、異学年と触れ合いお互いに成長していく横顔が見られるのは、学童ひろばの醍醐味です。教育ビジョン素案作成の関係者の皆様にも、小学校内学童ひろばを視察していただき、詰め込み状態にならざるを得なくなっている現状の打破に向けて、解決の為の具体的な提言をして頂きたく、ここに強くお願いします。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新学習指導要領では、子どもたちが「何ができるようになるのか」ということに主眼を置いています。これからは、単に知識を増やすだけでなく、獲得した知識をどのように活用していくのかという力が求められていると考えことから、教育委員会としても、新学習指導要領が示す方向性に沿って取り組んでいきます。 学童クラブの取組については、機会を捉えて教職員への周知を進めていきます。なお、近年、新宿区内の小学校の児童数は増加傾向が続いており、学童クラブを利用する児童も増加しているため、余裕あるスペースが確保出来ていないことのご意見があることは認識しています。 学童クラブで利用するスペースについては、利用時の児童の安全が確保できることを前提に、子ども家庭部と協議・調整してきています。 引き続き子ども家庭部と密に連携し、放課後に児童が安全で快適に過ごせるスペース確保に向け、学童クラブとして利用する際の安全対策等について検討してまいります。
113	その他	近隣の小学校からチャイムが聞こえるが、授業は時間割に従って行なわれ、校庭にも時計があるので、不要と思われる。また、我が家では窓を閉めて聞こえ、デスクワークが中断される。 朝集会の終了後に行進曲を流し、昼休みの校内放送で音楽を流し、最終下校時刻に校庭に音楽を流していた。この教育成果と思われるが、有線放送で音楽を流し続けている商店街がある。区役所の周辺では詐欺にかからない様に防犯放送を大音量で流している。小学校はロボットの様な、条件反射的、協調的、従順な単純労働者を育てる場所であると考え。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 学校のチャイムについては、細かなカリキュラムが組まれている中で、集団で活動して教育と遊びを両立させている施設ですので、チャイムの効果を感じているところです。なお、必要な音量については、引き続き研究してまいります。

意見番号	施策	意見要旨	対応区分	教育委員会の考え方
114	その他	地域説明会での説明について。地域説明会での初めの新宿区からの説明は不要である。説明を事前にインターネット上に上げておく、DVDを配布する。会場では録画したものを再生する前半と、質疑の後半に分けることにより、職員と参加者の時間的制約を短くした方がよい。中山区長の最初の区長トークでは、最初に区長あいさつがあり、ビデオによる区政報告があり(その間、区長は退席)、その後、質疑があった。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 同様の説明会を開催する際は、引き続き、説明内容や会場の状況等をふまえ、適切な開催方法を検討していきます。
115	その他	新宿区の計画の体系について。新宿区の最上位計画は基本計画だと思われるが、区は基本計画に都市マスタープランを一体化した総合計画を策定し、さらに、まちづくり長期計画を総合計画と並立することにより、一層ハードに重点を置いた計画を進めようとしている。基本計画(素案)では関連する50の個別計画が明示され、実行計画(素案)に予算額が明示されている。行政にとって個別計画は施策を進める、それに必要な予算を獲得する為のものであるが、個別計画には予算額が明示されていない。最上位の基本計画の5つの基本政策、33の個別施策、個別計画の施策との対応が取れていない。日本全体の中での、行政計画(国、都、区)、民間、その他の割合、役割分担の分析が無い。現在までの計画が概ね順調に進められ、今後も淡々と計画を進める様な記述が大部分を占め、重要で解決困難な課題に対する危機感が感じられない。教育の中立性を確保する為に、教育委員会は行政から独立した組織になっているが、新宿区の行政が国の下請けになっている状況で、新宿区教育委員会も文部科学省に追随している。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 教育ビジョンは、今後10年間で新宿区が目指す教育とその実現のための施策や事業を総合的・体系的に明らかにするものであるため、予算額等は掲載しない考えです。なお、個別事業のうち実行計画事業に位置付けられているものについては、新宿区第一次実行計画に3年間の事業費等が掲載されています。 また、教育ビジョンの策定にあたっては、具体的な取組の内容や期間について、新宿区基本構想・総合計画・実行計画や次世代育成支援計画等との整合を図っています。 第一期教育ビジョンにおける教育課題に対するこれまでの取組状況や、学習指導要領の改訂と教育をめぐる近年の動向等をふまえ、地域協働学校の充実や教職員の勤務環境の改善等、喫緊かつ重要な課題に対する取組を掲げています。
116	その他	新宿区はすでに「人口ビジョン」を策定している。「人口ビジョン」には2060年までの新宿区の人口推計が書かれていて、これだけ読むと、新宿区の報告書を作成する能力に感心させられるが、他の自治体でも同様の「人口ビジョン」を作成している。国が作成した人口推計データから新宿区の部分を切り出したのが、「新宿区人口ビジョン」である。「人口ビジョン」に書かれていることは年齢区分別人口、所有関係別住宅数の推移だけではこれらの推計がなければ、計画の立て様がないと思われるが、「人口ビジョン」等の統計データに基づき作成された個別計画はない。 その結果、全ての個別計画は基本計画のレベル:理念的、曖昧な記述、抽象的な作文で、個別計画の体をなしていない。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 教育ビジョン(素案)では、「新宿区の子どもの状況等」として、子どもの人口の推移と今後の推計を掲載するとともに、これをふまえて「将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進」等の取組を展開しています。 また、教育ビジョンは、今後10年間で新宿区が目指す教育とその実現のための施策や事業を総合的・体系的に明らかにするものですが、個別事業のうち新宿区第一次実行計画に位置付けられているものについては、3年間の年次別計画を掲載しています。
117	その他	日本の経済力の低下について。日本は急速な経済成長により先進国の仲間入りを果たし、一定の経済水準を維持しているが、アジア諸国の経済的発展により、日本の経済力は相対的に低下している。現在の経済水準に満足し、文化(生き方)が成熟し、日本の活気、元気が失われている。人口の高齢化がその一因と考えられるが、教育のモナルチャー化が進んだ結果ではないのかとも考える。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 今後の教育の方向性について、グローバル化が進展し先行きが見通せない指摘される中、子どもたちが着実に知識や技術等を身に付けるとともに、それを活用でき、学び続けることができる力、学びに向かう姿勢といったことを、これからの教育では大事にしていきます。 このような方向で進めることにより子どもたちに明るい未来を切り拓いていく力を育成していきます。

3 新宿区教育ビジョン（素案）に関する地域説明会

における意見・質問要旨と回答要旨

平成 29 年 10 月 31 日（火）から 11 月 19 日（日）にかけて、次のとおり、区内 10 か所の地域センターで開催した新宿区教育ビジョン（素案）に関する地域説明会における、質疑応答の要旨をまとめたものです。

開催日時	会 場	参加 人数	意見数
平成 29 年 10 月 31 日（火） 午後 2 時～	落合第一地域センター	11 名	75 件
平成 29 年 11 月 1 日（水） 午後 2 時～	榎町地域センター	16 名	
平成 29 年 11 月 2 日（木） 午後 6 時 30 分～	落合第二地域センター	4 名	
平成 29 年 11 月 6 日（月） 午後 2 時～	柏木地域センター	6 名	
平成 29 年 11 月 10 日（金） 午後 6 時 30 分～	角筈地域センター	6 名	
平成 29 年 11 月 11 日（土） 午後 2 時～	筆筈町地域センター	8 名	
平成 29 年 11 月 14 日（火） 午後 6 時 30 分～	若松町地域センター	14 名	
平成 29 年 11 月 15 日（水） 午後 2 時～	大久保地域センター	6 名	
平成 29 年 11 月 17 日（金） 午後 6 時 30 分～	四谷地域センター	12 名	
平成 29 年 11 月 19 日（日） 午後 2 時～	戸塚地域センター	13 名	
合 計		96 名	

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項 目	説 明
【施 策】	ご意見をいただいた内容が、施策体系のどの分野に該当しているかを示しています。
【意見要旨】	基本的には、発言のまま記載していますが、内容が重複する部分などは要約している場合があります。
【教育委員会の考え方】	基本的には、発言のまま記載していますが、内容が重複する部分などは要約している場合があります。また、必要に応じて、回答した内容について【補足】として追記しています。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
1	教育ビジョン全般	素案をこの時期に公表する理由は。	F 質問に回答する	素案の公表時期については、計画の検討の進捗状況と、策定の時期をふまえ、この時期としています。今後は、地域説明会やパブリック・コメントで区民等からいただいた意見をふまえ、平成29年度中に策定する予定です。
2	教育ビジョン全般	教育ビジョンはいつ頃策定され、区民に周知されるのか。また、パブリック・コメントへの対応の公表の予定は。	F 質問に回答する	今後、パブリック・コメントや地域説明会でいただいた素案に対するご意見等への対応をまとめるとともに、必要な修正を行い、2月の教育委員会で策定し公表する予定です。また、併せて、パブリック・コメントの実施結果についても公表します。
3	教育ビジョン全般	教育ビジョン素案の目的・位置付けについて、「教育基本法第17条に定める「教育振興基本計画」として策定」とあるが、第17条第1項は国が定める教育振興基本計画について規定している。国は第3期教育振興基本計画を策定中だが、区はこれを参酌して教育ビジョンを策定すべきところ、国が策定する前に、これをどのように反映させていくのか。平成33年度からの実行計画までに練り直すという趣旨か。	D 今後の取組の参考とする	教育振興基本計画は、基本的には各自治体の教育委員会で定めるものです。策定にあたっては、国の審議経過や計画案を確認し、これをふまえたものとしていきます。また、策定後も、必要に応じて実行計画や個別事業等の見直しを図っていきます。
4	教育ビジョン全般	教育ビジョンの目的・位置付けについてですが、私の理解では、国の学習指導要領があり、教科書を教える授業が行われるだけで十分なのではないでしょうか。なぜその上に、教育ビジョンを作る必要があるのか。学校の先生は非常に忙しいらしいので、それに対して教育ビジョンを作るということは更に忙しさを加速する結果になるのではないかと。教育基本法第17条に定める「教育振興基本計画」として策定すると記載されているが、作らなければならないものなのか。	E 意見として伺う	教育ビジョン策定の目的は、新宿区が目指す教育目標を実現するための取組を、皆様に分かりやすくご理解いただけるように、体系的に明らかにすることです。教育基本法第17条の計画として位置付けていますが、計画の作成にあたっては、区のおさまさまな学校関係者等に意見をいただきながら進めています。また、教育ビジョンを作ることが教員の負担になるかどうかについては、これを作成することで教職員に直接的に負担になるようなことはないよう進めてきています。
5	教育ビジョン全般	教育ビジョンの位置付けが新宿区基本構想・総合計画・実行計画と並列で示されているのはとてもよい。他の計画は上に基本構想、都市マスタープランを含む総合計画があり、個別計画はその下に位置付けられているが、人づくりはまちづくりと同じレベルで大切である。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	教育ビジョンの位置付けについては、第一期教育ビジョンから、新宿区基本構想等との整合を図ることとしており、次期教育ビジョンでも同様の位置付けとしています。
6	教育ビジョン全般	第一次実行計画の素案は計画期間が4年間と聞いたが、教育ビジョン素案の個別事業の計画期間が3年間になっているのは。	F 質問に回答する	第一次実行計画の計画期間は3年間となっています。教育ビジョンも実行計画に合わせて、3年・3年・4年という区切り方で今後の10年間を見据えたものとしています。
7	教育ビジョン全般	教育ビジョン素案について、「取組の方向性」と「個別事業」との関係が分かりづらいので、一覧表を載せてほしい。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	教育ビジョン素案の28ページから29ページに施策体系の一覧を記載しています。左から「3つの柱」「10の施策」「取組の方向性」があり、「個別事業」を体系付けています。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
8	教育ビジョン全般	実行計画事業に予算を明示してほしい。第一次実行計画(素案)には予算は明示されているのですから、こちらにも明示してほしい。また、年号について、この計画が2月に策定された後、まもなく改元されるという話がありますので、西暦を併記するなどが必要ではないかと思えます。	E 意見として伺う	教育ビジョン素案のうち実行計画事業に位置付けられているものへの予算の明示、また、西暦の併記については、今後の検討とさせていただきます。 【補足】 教育ビジョンは、今後10年間で新宿区が目指す教育とその実現のための施策や事業を総合的・体系的に明らかにするものであるため、予算額等は掲載しないこととしました。なお、個別事業のうち実行計画事業に位置付けられているものについては、区が平成30年1月に策定した第一次実行計画に3年間の事業費等が掲載されています。 また、平成31年度以降の年号の表記がある箇所を中心に、西暦を併記しました。
9	教育ビジョン全般	今までは「生きる力」というと学力を最優先するように見聞きしてきたが、今回の教育ビジョン素案や教育目標からは、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育てていくとの教育委員会の姿勢がよく伺えた。ぜひ、3つの柱、10の施策、77の個別事業が名実ともに実現するよう、私たちも一緒に努力していきたい。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	「教育目標」は、新宿区教育委員会が願う子どもたちの将来像を示すものであり、教育ビジョンはその実現のために長期的な展望に立って策定するものです。次代を担う子どもたちが地域や社会とのつながりの中でのびのびと健やかに成長していけるよう、学校・家庭・地域の連携・協働により、教育ビジョンの実現に向けて全力で取り組んでいきます。
10	施策1 確かな学力の向上	個別事業3「放課後等学習支援」とはどのようなものか。	F 質問に回答する	放課後等学習支援は、子どもたちが社会で生きていく力を身に付けられるよう、基礎的な学力をしっかりと身に付けることを目的に、教員経験や資格のある地域の方等を放課後等学習支援員として各校に配置し、学習内容の定着に課題がある子どもを対象に、放課後等に学習の支援を行うものです。小学校は原則週1回、国語・算数の中から、中学校は最大週4回、国語・数学・理科・社会・英語の中から校長が教科を定めて行っています。さらに、必要に応じて自学自習や家庭学習のための課題を出したり、その課題の指導も行うことで、基礎学力の定着・向上を図っていくものです。
11	施策1 確かな学力の向上	タブレット端末が導入されたが、教員は使いづらいのではないかと。公開授業等を見学しても、授業が一方通行で、子どもたちの興味をそそる授業を行うのは難しいように思う。	E 意見として伺う	タブレットパソコンや電子黒板機能付きプロジェクタ等については、平成29年度の夏季休業中に整備を行いました。機器の整備後には全学校で教員向けの研修会を実施し、2学期から各学校で活用が進んでいるところです。 今後、教育課題研究校の取組を参考にしながら、児童・生徒の興味・関心を高めるタブレットパソコン等のさらに効果的な活用について、研究を進めていきます。
12	施策1 確かな学力の向上	英検チャレンジについて、英語レベルの検定は英検以外にもあるが、なぜ英検なのか。他の資格試験も受けられるようにすべきではないか。英検3級は中学3年の学習がある程度達成していれば合格するという理解であり、英検に対しては批判的な立場である。	E 意見として伺う	英検については、文部科学省が掲げる「生徒の英語力向上推進プラン」において、目標の達成状況を測る指標に用いられており、これまでも中学校を英検受験会場として、受験を勧めています。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組のひとつとしても、一層、英語教育に力を入れていきます。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
13	施策1 確かな学力の向上	個別事業9「サイエンス・プログラムの推進」とはどのようなものか。	F 質問に回答する	サイエンス・プログラムには、大きく4つの取組があります。小学校については、児童の興味・関心を引き出しつつ、安全な観察・実験を補助する「観察・実験アシスタント」や、特別プログラムの理科実験を行い、児童の理科学習への興味・関心を高める「理科実験名人」の派遣を行っています。中学校については、大学等の研究機関から講師を招き、最先端技術を活用した授業を提供する「新宿版サイエンス・パートナーシップ・プログラム(SPP)」を行っています。また、希望する児童・生徒を対象に、より専門性の高い実験に触れられる「理科実験教室」を行っています。
14	施策1 確かな学力の向上	新宿区の多くの子どもは区立小学校に通うが、中学校に進む際、学力の高い子どもの多くは国・私立中学校に進学していると理解している。よって、区立中学校の教育指針は区立小学校の教育指針より水準を下げる必要があるのではないか。学力調査や学習達成度の評価等から、どの層が私立中学校に進学しているかは分かると思う。できる子どもできない子ども一緒になって教育を受けるのが公立の良さだと思うが、こうした区立中学校の状況について、教育委員会はどのように考えているか。	E 意見として伺う	平成29年5月1日現在、小学校については6歳人口の概ね85%が区立小学校に通っていると推計しています。また、平成29年の国公立・私立中学への進学率は40%弱となっており、近年増加傾向を示しています。これは、中高一貫教育校が増え、高校からの希望校への進学が一層厳しさを増していることから、中学段階での大学附属校や、中高一貫教育校への進学希望者が増えたことなどが、大きな要因と考えていますが、区立中学校としては、受け入れた生徒を着実に伸ばすことに力を注いでいくことが最も重要であると考えています。 なお、区の学力調査については、児童・生徒の学力を経年で把握するとともに、授業改善に役立て、個々の力を伸ばしていくことを目的としており、進学先の分布の分析等は行っていません。
15	施策1 確かな学力の向上	子ども子育て委員会をしています。柱1・2・3すべて同意できる内容ですが、「子ども一人ひとりの『生きる力』をはぐくむ質の高い学校教育の実現」は、おそらく相変わらず詰め込み教育を想定した内容ではと感じている。今求められているのは学力テスト等ではなく非認知能力を高める教育だと考えるので、子どもの主体性を伸ばせる教育をもっと具体的に明確にしてほしかった。学力テストは解答の合否を見るものであり、今子どもたちに求められている能力を見るものではないことを理解いただきたい。北欧の授業は答え合わせをせず、子どもたちの答えの導き出し方の話し合いを大事にしていると聞く。日本の教育自体がそうでない中ではありますが、新宿区が率先して取り入れるなど検討いただけたらと思います。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	これまでは所謂詰め込み型と表現される報道もありましたが、新学習指導要領では、子どもたちが「何ができるようになるのか」ということに主眼を置いています。単に知識を増やすだけでなく、獲得した知識をどのように活用し、再構築し、表現していくかという力がこれから求められていると考えていることから、教育委員会としても、新学習指導要領が示す方向性に向け取り組んでいきたいと考えています。また、学力調査については、主に子どもの学力の状況や学習内容の定着度を経年で見ながら、授業の工夫や改善に役立てていきたいと考えています。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
16	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	個別事業の内容が抽象的で分かりづらい。例えば、個別事業10「環境教育の推進」について。地球温暖化というのは、結果的に省エネであるという考え方もある。冬に暖房で使うエネルギーより冷房に使うエネルギーの方が日本では多い。北の国では温暖化に対してウェルカムであるといった考え方があることを教えないで、温暖化は問題である、というのは問題であると思います。また、個別事業12「道徳教育の充実」について、友達を大切にすると首相というのは政治家としては道徳・倫理的に失格だと思ふ。それは政治の世界の話だが、それを支持する選挙民がいて、選挙民も同じ考え方に立っているといった問題がある。また、個別事業14「主権者教育の推進」については、保守系の政治家の中には主権者教育はおぞましいという考えを持つ人がいる。まともな主権者教育がそういう政治の元でできるのでしょうか。また、個別事業17「伝統文化理解教育の推進」について、アメリカでは個人の趣味・考え方に国家が介入することに対してアレルギーがあり、文化活動は国がやるのではなく民間の助成でそれぞれ勝手にやる。そういう考え方の国もある中、伝統文化理解教育のような考え方は、そういう点から見ると問題があるように感じます。	E 意見として伺う	環境教育では地球温暖化の問題だけでなく、各校がそれぞれの特性に合わせた、さまざまな取組を行っています。学習指導要領では、環境保全に関して、人間の活動等のさまざまな要因が自然界に影響を与えていることを学習し、地球温暖化について理解することが示されています。 新学習指導要領の中で、道徳教育や伝統文化に関する教育の充実等、さまざまな視点から人間性・社会性を育むための教育の充実を図っていくことが具体的に示されています。個別事業の掲載の内容については抽象的な部分もあるかと思いますが、個別事業の内容を具体的に実現していくために、学習指導要領の趣旨に従いながら、各校が学習指導計画の作成等を行うことにより、それぞれの授業を推進していきたいと考えています。
17	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	これから道徳教育が授業として取り組まれていく中で、教員の時間が足りないこともあり、結論に導いていく授業がされている。数年前は授業の中で子ども同士や授業に参加した地域の方とディスカッションする場がありましたが、時間的に余裕がないのか、そういう指導方針になったのか。海外では聞くだけの授業ではなくディスカッションを通じて指導する授業がほとんどだと聞いたことがあります。子ども同士の意見交換が道徳につながるのであって、人間育成・生きる力の育成、いじめ問題等がなくなる一つの方法ではないかと思ふ。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	道徳については、議論する授業を目指しており、平成27・28年度に小・中学校各1校を教育課題研究校に指定し、これからの道徳の授業の在り方について協議するため公開させていただきました。これに参加した各校の教員に、その授業の方法を持ち帰ってもらい、各校での実践を広めていこうという考えです。語り合い、考え、議論する道徳ということで、子どもたちが、自分だったらどうするかを具体的に考える中で道徳的な価値に迫っていくような授業を目指したいと考えています。また、道徳授業地区公開講座でもそうした授業を実践し、地域の皆様と一緒に今後の道徳を語るができるような形で進めていきたいと考えています。
18	施策2 豊かな心と健やかな体づくり	教育ビジョン素案では主権者教育についてあまり多く記載されていないように思うが、小学校からそれなりの主権者教育が必要ではないか。また、新宿区で作成している自治基本条例の教材が小・中学校の現場で活用されていないと感じる。主権者教育の前提として、子どもたちが自分のまちに関心を持ち、自分たちでより良いまちをつくるという意識を持つことが重要。「まちめぐり」や子ども同士のディスカッションを通して、子どもの視点から考えさせることが、主権者教育のひとつとなるのでは。	A 意見の趣旨を計画に反映する	主権者教育については、社会科の授業で取り上げているほか、選挙管理委員会の方を講師に招いた授業等を行っています。また、小学校では国会等を見学したり、中学校では生徒会の役員選挙の際に実際の投票箱や記載台を使った投票を行うなど、投票の大切さを体験的に学ばせています。 自治基本条例の教材については、年度当初に小・中学校に配付し、活用を促しています。 子どもたちに自分のまちへの愛着と自治の意識を育む視点は重要であり、各学校での身近なまちを知る取組や、意見を出し合える授業を支援していきます。また、子どもと地域の方々の顔が見える関係づくりとしても、地域協働学校の取組を推進していきます。 【補足】 ご意見をふまえて、個別事業「主権者教育等の推進」に、主権者教育の取組として「新宿区自治基本条例パンフレット」の活用に関する記述を追加します。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
19	施策2 豊かな心と健康な体づくり	東京オリンピックに向けては、日本の文化を再発信すべきである。教育の現場でも、文化とは何かや、日本の伝統文化について、1年生から分かりやすく学習を進めていくべきである。しかし、教科書を見ても、具体的な記載がない。また、新宿区に赴任した先生にも、まず、地域の伝統文化について認識してもらいたい。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	日本の伝統文化については、これまでも学校教育のさまざまな機会を捉えて指導してきたところですが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としてあらためて児童・生徒の理解を深めることは大変重要と考えます。「伝統文化理解教育の推進」を「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進」に位置付け、狂言や日本舞踊等の伝統文化体験教室や新宿ものづくりマイスター体験講座、中学校における和楽器体験等の事業を展開していきます。なお、これらについては、体験を通して行う事前学習・事後学習を重視するとともに、教員も十分に理解し、新宿の伝統文化を大切にしながら取り組んでいきます。
20	施策2 豊かな心と健康な体づくり	「移動教室等における自然体験活動の実施」について、女神湖高原学園のあり方を粗上にのせる際は、実行計画等に載せて、区民の意見を受けてもらいたい。また、新しい事業者には、公共施設等総合管理計画の記載を周知するべき。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	女神湖高原学園のあり方については、新宿区公共施設等総合管理計画で示された方針をふまえるとともに、より教育効果の高い体験活動を実施する観点に立ち、学校や区民等の意見を十分に伺いながら、関係部署と連携して検討していきます。女神湖高原学園は児童・生徒等が利用する施設でもあり、留意して取り組んでいきます。
21	施策2 豊かな心と健康な体づくり	取組の方向性4「基礎体力の向上と健康な体づくり」に関して。スクール・コーディネーターの会議で、体力向上のためにどのような取組が必要かが議題となった。自分の学校のブロックでは、平成28・29年と、家庭教育学級の取組で、元オリンピックにきてもらい、親子で体の動かし方を教えてもらった。昨年実施したところ評判がよく、多くの参加があった。各校にも講師のリストがあるはずなので、それに基づいて、学校で取り組む内容に一貫した指導があれば、学校によって取組の内容に差が生じることがなくなるのでは。	E 意見として伺う	各学校では東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、アスリートによる講演会のほか、中学校はダブルタッチ、小学校はスポーツギネス新宿に取り組んでおり、特に小学校では、体力の向上が着実に結果に表れています。各学校ではさまざまな方を外部講師として招へいしており、引き続き取組を進めていくとともに、他校の取組の情報共有について研究していきます。また、子どもたちの体力向上に向けて教員が協議する「体力向上委員会」で情報を共有することも有効であると考えます。
22	施策2 豊かな心と健康な体づくり	「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進」に関連して、さまざまなアスリートをお招きした授業が展開されているが、ぜひパラリンピック教育も充実させ、子どもたちの豊かな心を育ててほしい。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、児童・生徒がパラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会として、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進し、児童・生徒の豊かな心を育てていきます。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
23	施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	「施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進」について、いままでとは違う目玉となるものや、効果的な施策等は具体的にあるのか。	F 質問に回答する	特徴的な取組としては、今回改訂された幼稚園教育要領で、小学校への早期の適応のための「スタートカリキュラム」の充実が示されていることから、就学前教育と小学校教育との連携として、個別事業「スタートカリキュラムづくりや指導方法の改善」があります。また、個別事業「保・幼・子・小合同会議の実施」の取組のほか、個別事業「小中連携教育の推進」では、年2回以上、小・中学校の教員が授業参観等の機会を活用して相互理解を深めたり、課題を共有したりしています。中学校区を中心に義務教育卒業段階でどのような子どもたちを育てていくかという子ども像について協議しながら、義務教育の9年間で身に付けさせたい力を計画的に育む取組を進めています。
24	施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	施策3「就学前から中学校までのつながりのある教育の推進」に、学童保育が入っていないことに違和感を感じます。いま、保育は教育と同一の意味に捉えられていて、今回の保育所保育指針の改訂もほぼ教育と同義として捉えられている中、なぜ学童保育だけがここに入っていないのか。学童保育は貧困対策等、子どもを取り巻く環境において非常に大事な要素を占めているとともに、詰め込みでない、非認知能力の伸ばす放課後のまなびの場になっていると思います。これについて、教育委員会と児童館の所管部署、福祉部門との溝が大きいように思うので、手を取り合い、どうしたら子どもが学校から家庭まで充実した時間を過ごせるのかという、子どもの環境の一連の流れとして検討していただきたい。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	児童館と学童クラブは子ども家庭部の所管であることから、教育ビジョンでは、教育委員会として学童保育について直接述べているところはありませんが、素案81ページに、放課後の子どもの居場所として学童クラブや放課後子どもひろば、児童館等について記載しています。教育委員会の計画としては今回初めて、教育委員会以外の部分も含めてお示ししようということで、83ページにも「子どもの貧困の連鎖を防止するための新宿区の取組」を記載するほか、62ページにも「新宿区の子育て支援の取組」を記載しており、子ども家庭部等としっかりと連携しながら取り組んでいく姿勢を示しているものです。
25	施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	幼稚園の評議員と小学校の運営協議会委員を務めています。日頃からどこに行っても同じような質問をしているのですが、教育関係の話は必ず3歳からの話。文部科学省の所轄の関係がわかりませんが、保育園に預ける0歳から3歳までの子どもは「保育」だけ。教育指針というものはなくて、ただ預けるだけになっている。その辺をどうお考えなのか聞かせてください。	F 質問に回答する	保育園においては保育指針というものがありません。この保育指針は、0歳から就学前まで、それぞれの発達段階に応じて、さまざまな環境がすべて遊びを通じた教育であるという観点から作成されており、3歳児から5歳児に係る教育の部分については、幼稚園教育要領と内容を同じくしています。従って、幼稚園でもそうですが、傍から見ると遊んでいるだけのよう活動の一つひとつが、お子さんの情緒面等の育成につながっていると考えており、保育園においても一定の教育を保育を通じて行っているものと認識しています。新宿区ではいち早く子ども園化にも取り組み、子ども家庭部とも連携を図ってきました。そうした中で、今回素案の中で「トピックス」として、子ども家庭部所管の事業等についても紹介するなど、オール新宿で取組を考えていこうということが新たな教育ビジョンの特徴としても捉えているところです。
26	施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	品川区のような小中一貫校や、都立の中高一貫校ができるとういと考えているが、小中一貫校についての新宿区での現状は。	F 質問に回答する	新宿区では現在のところ小中一貫校の計画はありません。しかし、幼稚園から小学校・中学校への連続性については大変重要であると考えています。小・中学校については、中学校区を単位とした定期的な連携の機会をすべての中学校区で設けるなど、小・中学校9年間を見据えた児童・生徒の育成を進めています。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
27	施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	戸塚地区周辺で小中連携を行っている学校は具体的にはどこの学校か。	F 質問に回答する	素案には中学校区のブロックまでは記載していませんが、すべての区立小・中学校で小中連携を行っています。
28	施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	小中連携は非常に良いことだと思いますが、具体的にどのようにしているのか。広く深く考え、自分の意見を持ち、それを実践する。これが基本です。私は中学・高校でずっと教えた後、私立校でも教壇に立ったが、私学はそれぞれの創立者の理念でかなり独特のカリキュラムを立てている。ところが公立校の場合はいろいろなもので縛られていて、そういうことができない状況の中で、非常に心配しています。教育を含めて、何か場当たりのだと感じています。	E 意見として伺う	小中連携については、現在、中学校区を単位に年間2回以上、小・中学校の教員が交流する機会を設けています。地域によりますが、義務教育の9年間で育てたい子ども像を共有し、中学校卒業段階でのどのような姿が望ましいのかといったことを協議しています。また、中学校の教員が小学校の授業にかかわりながら、中学校の授業を体験する機会も設けています。まず、小・中学校の教員がしっかりと交流しながら、相互の課題を共有することを進め、やがては学区で育てたい子ども像を共有し、それに向かって一体的に進めていけるような小中連携を行っています。
29	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	「地域との連携・協働による教育の推進」については、地域と学校との関係をどのように進めていくかの指針となる部分かと思う。学校での実例を教えてください。	F 質問に回答する	教育委員会では、地域協働学校の取組として、地域の方にさまざまな支援をいただき、学校を中心としたコミュニティづくりや学校教育の充実に取り組んできました。実例としては、小学校では朝遊びの見守り、中学校では地域の防災訓練への参加や、進路指導の一環として高校受験の面接練習等があります。新たな教育ビジョンでは、これまで各校で行っていた地域協働学校の取組を小・中学校で連携して行うとともに、学校運営協議会と地域との連絡会を設置するなど、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支えていきます。
30	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	部活動外部指導員の活用の際には、制度や活動等の整理をお願いしたい。子どもという青少年育成委員会、PTAとなると地域スポーツ・文化協議会から予算が下り、小・中学校に予算が下りる制度になっている。また、地区協議会等さまざまな会があり、地域によるばらつき、活動のばらつきもある。また、その方々が地域協働学校運営協議会に入ってくると、学校によるばらつきが生じたり、スクールコーディネーターについても非常にばらつきが出ていたり、10年ほど経ったその歪みが出ているように思う。このあたりの見直し・改善、整理をしていただくとすっきりするのではないかと。	D 今後の取組の参考とする	地域の方々やさまざまな団体の方々に、子どもたちの健全育成のため活動いただき大変感謝しています。ご指摘のようにそれぞれの団体で活動内容がさまざまあり、あるいはメンバーの方が重複している状況もあることから、連携していく、あるいは一定の方向の整理をしていくことは必要であろうと考えています。こうした中、例えば地区青少年育成委員会会長会に出席し、情報交換や連携のお願い等しているところです。また、今後、必要に応じて地域スポーツ・文化協議会等を所管する区の担当部署とも連携をとることも可能です。また、教育委員会としては地域協働学校の取組を推進していきたいと考えており、さまざまな連携・協働を視野に入れながら取り組んでいきたいと考えます。
31	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	個別事業32「地域協働学校の充実」について。自分の子どもが通う中学校では表面に出ている活動は落ち葉拾いと職場体験のマナー教室だけだが、もっと色々できることがあるのではないかと。活動内容についての提案がある場合、どのようにすればよいか。	F 質問に回答する	平成29年度からすべての小・中学校が地域協働学校となりましたが、まだ活動を開始してから1～2年目の学校も多く、研修会等の機会に各校の事例を情報共有しながら、活動の充実を図っているところです。活動内容に係るご提案等については、各校のPTA等を通じて、地域協働学校運営協議会にご相談ください。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
32	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	地域安全マップづくりの際、安全確保のため、地域の方が子どもたちと一緒に危険箇所等を確認しているが、これには保護者だけでなく、町会や高齢者クラブの方も協力してくれている。全区立小・中学校が地域協働学校となったが、これが本当に機能すれば、子どもの安全も然り、子どもの地域への愛着も育まれるし、実際に、地域と学校の相乗効果も表れてきている。運動会で着る法被を家庭科の授業で作る際、地域の方がミシンがけ等をお手伝いしてくれて、子どもたちが着るからと当日見に来てくれたという事例もある。学校・地域・家庭が連携して地域の子どもの育てていくという、地域協働学校の取組が充実していけば、いじめ問題や障害への理解も少しずつ変わっていくと思う。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	平成29年度から、すべての区立小・中学校が地域協働学校となりました。ご意見のとおり、学校と地域が連携・協働することにより、子どもたちの豊かな学びの環境をつくるとともに、地域の方々とも子どもたちの顔が見える関係が強化され、今後の地域社会を担う人材の育成にもつながります。これからも、学校・地域・家庭が連携して推進していかなければならないと考えていますので、今後ともご協力をお願いいたします。
33	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	私は小学校の地域協働学校の会長を務めています。個別事業32「地域協働学校の充実」に「また、学校運営協議会と地域との連絡会を設置し、人材確保や周知活動等に取り組むこと」とあります。この地域との連絡会というのを初めて聞きましたが、どういうイメージを考えているのか。学校運営協議会は現在いろいろな地域の代表や民生委員、PTAで構成しており、地域との連絡会というと漠然としている。区ではどんなことを想定して連絡会を立ち上げるのか。 また、地域協働学校を進めてきて、教育委員会として評価する点や課題等について教えてもらえればありがたい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 地域協働学校の現状としては、これまでさまざまな方々の取組によって、地域に根差した取組が広がってきており、また、子どもたちと地域との交流が着実に進んできていくと捉えているところです。一方、地域協働学校の認知度をさらに高めて行く必要があると考えています。 そこで、ご指摘の地域との連絡会と、小中連携型地域協働学校を設置する取組を予定しています。地域との連絡会は、平成30年度に1地区を指定してモデル実施し、平成32年度から本格実施する予定です。具体的な地域は素案では示していませんが、モデル実施の取組をふまえながら連携を進めていきたいと考えています。 地域との連絡会の具体的な活動内容は、普段は運営協議会にかかわっていない地域の団体等に声を掛けて年2回ほど連絡会を開催し、活動の周知や協力依頼等をするを想定しています。 【補足】個別事業「地域協働学校の充実」について、「学校運営協議会と地域との連絡会」の内容がわかるように説明を加えました。
34	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	個別事業32「地域協働学校の充実」について、地域との連絡会とは何を想定しているのでしょうか。四谷小学校・四谷中学校では、町会等とは既に連携をしていますが、特別に地域の方々を集めて連絡会を開くというのは、どういうものを想定しているのか。	F 質問に回答する	四谷地区は、平成18年度に四谷中学校が文部科学省のコミュニティ・スクール調査研究校に指定されてから10年以上、地域協働学校として活動しており、内容も充実しています。しかし、他の地域では、地域の方々に学校支援活動に協力していただきたいので、もっと広く声を掛け、連携していきたいという意見もあります。 地域協働学校運営協議会は、委員の方々に学校支援活動について協議していただくとともに、地域の方々に声掛けして、学校への協力につなげていただいています。地域との連絡会では、普段は運営協議会に参加していない地域の方々により広く集まっていたり、地域協働学校の活動についての周知や、協力をお願い等をしていくことを考えています。 【補足】個別事業「地域協働学校の充実」について、「学校運営協議会と地域との連絡会」の内容がわかるように説明を加えました。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
35	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	地域協働学校の究極的な姿はどのようなものをイメージしているのか、どういったことを求められているのかということをお聞きしたい。また、運営協議会は学校の先生の手助けをする、つまり忙しい先生の負担をいくらか緩和するようなことをしようとしているのか。運営協議会に属している立場としては、何を考えて、何に取り組んでいけばよいのか、何を求められているのか、よくわからないのです。それを教えていただきたいというのが、率直な意見です。	F 質問に回答する	一言で申し上げますと、学校と地域の連携・協働が非常に重要だということです。学校と地域が一体となって子どもたちを育てていくことを目指しており、その中で具体的な問題点や、これから目指していきたいことを素案に記載しています。地域協働学校は、学校運営の基本的な方針を学校が説明し、学校運営協議会の中で委員が意見を述べるしくみで、その基本的な方針や目指すものを明確化しなければ、地域協働学校の中で支援を行うこと自体が難しいと考えます。素案の中で各地域協働学校での実際の取組を紹介していますが、各校さまざまな支援が行われており、各校で目指すべき姿が議論されていくべきなのではないかと考えます。 また、地域の方の主体的な取組が、学校としては非常に力になってくるものと思います。学校だけではなかなか解決できないことがありますので、地域から積極的に参加していただくことが、学校としては非常に力になると考えています。
36	施策4 地域との連携・協働による教育の推進	素案58ページに地域協働学校の取組の事例として「あいさつ運動」「集団面接練習」とあります。昔、地方に就職したときは駅員さんと挨拶しましたが、今、新宿区は自動改札で人もたくさん通るわけで、挨拶するのは難しいと思います。また、犯罪も増えているので、いたずらに大人と話すのは危険という面もあると思いますが、どのように考えていますか。また、それから集団面接というのは就職活動のための面接なのでしょうか。中学校を卒業して就職する人は非常に限られていると思うのですが。	E 意見として伺う	「あいさつ運動」や「集団面接練習」は地域協働学校の取組の一環として行っているものです。挨拶を知らない方とすることについては、保護者の中にも、犯罪に巻き込まれるのでは、とのご意見の方もあり、さまざまな考えがあることを承知しています。しかし、地域協働学校では、さまざまな要因でコミュニティがこれまでのように機能しなくなってきたことを懸念し、コミュニティを活性化していくことも将来的な目標として取り組んでいるものです。地域協働学校の方々には、あいさつ運動のほか、授業等を支援していただいたり、子どもたちと校庭で遊んでいただいたり、子どもたちと顔の見える関係をつくっていただいております。そうした活動の延長として、あいさつ運動等に取り組んでいただいております。なお、集団面接練習は、高校入試の際の面接を想定したものです。表現を分かりやすくするなど工夫します。
37	施策5 家庭の教育力の向上支援	子どもの教育も重要ですが、家庭の教育、大人の教育がとても重要だと思っています。取組の方向性「家庭の教育力向上のための支援の充実」で、「学びの機会を提供します。」や「家庭の教育力の向上を支援していきます。」とありますが、具体的にはどのような内容か。	F 質問に回答する	個別事業「多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施」として、各幼稚園・小学校・中学校PTAと連携し、家庭教育講座や家庭教育支援セミナーを開催していきます。具体的には、テーマ設定や講座の企画等をPTAが行い、教育委員会が支援する取組を行っています。これまでは、平日の開催で参加できない方もいたことから、今後は夜間や休日等より多くの方に参加いただけるよう工夫して取り組んでいきます。 また、講座等に参加できない保護者に家庭教育について考えるきっかけとしてもらうために、「家庭教育ワークシート」を子どもの年代別に作成し、配布しています。このワークシートは、講座やセミナー等でも活用していただいております。 引き続き、手法を工夫しながら、家庭教育の支援に取り組んでいきます。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
38	施策5 家庭の教育力の向上支援	個別事業39「PTA活動への支援」について。PTAの役員をしているが、わからないことも多く、相談先がないと感じている。本事業における支援とは、どのような内容か。	F 質問に回答する	本事業では、PTA役員の方々に研修会の実施や情報提供を行うことで、PTA活動の充実や組織の活性化のための支等を行っていきま す。 PTA活動についての支援は教育支援課が担当していますので、お困りのこと等があればお問い合わせください。
39	施策5 家庭の教育力の向上支援	家庭教育の機会を提供しても無関心であったり、面倒に思う親はいる。個別事業39「PTA活動への支援」にもつながると思うのですが、こうした親に対して、今後10年間で具体的にどのようなことに取り組むのか教えてください。	F 質問に回答する	保護者会や地域の活動等に関心をお持ちでない方、家庭教育について熱心でない方もいらっしゃることは、教育委員会としても重要な課題であると認識しています。現状をすぐに大きく改善することは難しいですが、保護者の方々の意識を少しずつ啓発していくための取組が必要と考えています。 今後もPTAの方々と連携し、保護者の状況等を把握しながら、しっかりと取り組んでいきます。
40	施策5 家庭の教育力の向上支援	個別事業40「保護者の学校行事等への参加促進」について、中学校の保護者は小学生の保護者以上に学校に来られないと思うが、どのような事業内容か。	F 質問に回答する	本事業は、保護者と企業に家庭教育の重要性についての意識啓発を行うことを内容としています。保護者には、家庭教育を充実させる活動に参加するよう区報等を通して呼びかけています。また、企業には保護者が学校・家庭行事へ参加できるよう、男女共同参画課と連携してワーク・ライフ・バランスの推進を呼びかけたり、東京商工会議所新宿支部を通して協力依頼文の送付を行うなどの取組を行っています。
41	施策6 生涯の学びを支える図書館の充実	個別事業46「学校図書館の充実」について、放課後開放は誰を対象に、どのように学校施設の開放をしようと考えているのか。対象は児童・生徒か、それとも地域に対しての開放という意味か、何をもちて開放なのかを確認したい。	E 意見として伺う	学校図書館の放課後等開放は、小学校の児童を対象に、放課後等に読書活動を推進するとともに、自学学習や調べ学習等をする場などとして開放する事業です。モデル事業として今年度5校で開始し、週に2回程度、放課後等に図書館を開放しています。このモデル実施を来年度は15校に拡大し、再来年度からは全小学校に拡大し本格実施する計画です。
42	施策7 子どもの安全の推進	個別事業48「安全教育の推進」について、「小学校では地域安全マップの作成を教育課程に位置付け、全校で実施」とあるが、小学校のすべての学年で取り組むよう決まっているのか、あるいは各学校の裁量によるのか。また、この取組の結果はどのように公表するのか。地域安全マップの作成が教育課程に位置付けられていることを初めて知ったが、地域の方や保護者は知っているのか。全区立小・中学校が地域協働学校になったこともあるので、こうした重要な取組はぜひ広く知ってもらい、子どもたちを地域全体で守るような取組にしてほしい。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	地域安全マップの作成は、全小学校で教育課程に位置付けられていますが、すべての学年で実施しているものではなく、学校の裁量によって、総合的な学習の時間の中で計画的に行われているものです。子どもたちが自分たちのまちをよく知るということを大切にしていきたいとの観点から、教育活動に位置付け、充実を図るものです。また、作成した地域安全マップの公表については、校内に掲示したり、学校公開日に合わせて掲示するなど、各校で工夫しているものと思います。平成29年度、全区立小・中学校が地域協働学校になりましたが、作成した地域安全マップを学校運営協議会で周知したり、考えたことを共有するなどの機会は貴重であると捉えています。ご意見をふまえ、今後の周知や公表の仕方に反映させていきます。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
43	施策7 子どもの安全の推進	取組の方向性「地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進」に関連して、学校施設の安全点検や安全管理については、学校保健安全法第27条及び同法施行規則第28条に基づき、安全点検を計画的に行うよう各校に求めているようですが、そのとおりでしょうか。また、新任の校長に対する点検方法・内容の周知や、PTA等との連携についてはどうですか。加えて、体育館脇のうんてい等や、学校近くの公園にあるジャングルジム等の点検は教員が行うのでしょうか。公園の遊具の点検は教員がやることではないかもしれませんが、伺います。最後に、平成28年3月に文部科学省が策定した「学校事故対応に関する指針」には、学校で事故があった場合の、学校や教育委員会の公表の義務について規定されているようですが、これについては、総合教育会議の場で区長部局にも伝えているのですか。	F 質問に回答する	学校施設については、毎年計画的に保守点検を行っています。学校長と予定を調整の上、児童・生徒の施設利用に影響するような点検作業については、事前に保護者やPTAにお知らせしています。空調・給排水等、恒常的に使用している設備については、毎年同じ時期に計画的に点検を行っています。また、教員の目視等により故障等を発見した場合は、適宜、修繕等の対応をしています。公園の遊具については、みどり土木部にて毎年定期的に点検していますが、学校関係者が公園を利用する機会も多いので、故障等に気付いたら区に連絡し、修繕等の対応をしています。 事故対応については、まずは事故が起こらないよう、予防保全の必要性や予算等について関係部署と調整を図っています。事故が起きた場合の対応は、一義的には教育委員会で行うものであることから、区長部局と詳細な手続きまで共有しているものではありません。また、総合教育会議では、「児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置」については議題としていますが、「学校事故対応に関する指針」については提供していません。
44	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	個別事業52「いじめ防止対策の推進」及び個別事業53「児童・生徒の不登校対策」について。今まではいじめとして報告されなかったことが報告されるようになったこともあると思うが、小・中・高のいじめの件数が過去最高とも報道されている。まちや企業の方が入って色々な活動をすることで、子どもたちにやりたいことが見つかり、いじめに向かわないようにできるのではないと思うが、区の具体的な考えは。	D 今後の取組の参考とする	すべての区立学校で、学校ごとに策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、人権教育や情報モラル教育によるいじめの未然防止、ふれあい月間等を通じたいじめの早期発見等の取組を推進しています。また、平成27年度から実施している「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート(Hyper-QU)」を活用し、いじめを含むさまざまな問題行動に対する組織的な対応の充実と改善を図っています。今後も各校の実態に合わせて、関係機関や外部機関との連携を充実し、いじめの防止に取り組んでいきます。
45	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	個別事業53「児童・生徒の不登校対策」について、学校復帰率とは、つくし教室を3月末で退室した子どもの割合なのか、つくし教室を退室した子どもを含めた全体の割合なのか。また、平成32年度末の目標については、小学校は60%、中学校は33%に引き上げるという理解でよいか。	F 質問に回答する	学校復帰率は、つくし教室に通う児童・生徒に限らず、不登校の状態にあった児童・生徒のうち、学校に通うことができるようになった児童・生徒の割合です。平成32年度末の目標については、中学校はおよそ3人に1人ですので、現在不登校の状態にある生徒3人のうち1人は学校に通うことができるようにするという目標です。
46	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	民生委員をしているが、不登校の子どもが多いと感じる。また、その子どもだけでなく、兄弟も問題を抱えていることが多い。学校に来られない、居られない子どもに対して、学校以外の場所で、教育を見てくれるような所はあるのか。学校とは別の場所で、子どもたちが気分転換できるような場所を作ってあげたい。	F 質問に回答する	不登校の対応については、各学校で家庭や子ども本人と連絡を取りながら対応しています。学校への復帰が難しい児童・生徒への対応としては、教育センター内の「つくし教室」があります。まず、週に何回か指導員と接することによって、対人関係の問題の解決や生活習慣の改善を図る取組を行っています。また、ある程度慣れてきた児童・生徒については、週最大5日の学習の予定を組み、学校復帰に向けて学習面の遅れを少しでも取り戻す取組をしています。多くの子どもたちが学校に復帰しており、引き続きしっかりと取り組んでいきます。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
47	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	自身の経験を元に「不登校を解決するための親の会」という市民団体を立ち上げ、区内で活動しているが、いじめや不登校対策について、協力できることが多いのではないかと。区内でこうした活動を立ち上げた際、どこに相談すればよいかを知るとともに、できる協力は具体的にやっていければと思っている。子どもの不登校に悩む保護者に、教員では難しくても、同じ親の立場なら受け入れてもらえるなど、市民にできる協力はたくさんあると考える。今すぐではなくとも、協力できることは協力し、子どもたちが学校でいきいきと学んでいけるようになればよいと思っている。	D 今後の取組の参考とする	小・中学校におけるいじめや不登校等の対策については、6・11・2月の「ふれあい月間」で定期的に行うアンケートの分析等、各校でさまざまな取組を行っています。ご協力のお申し出については、各学校で保護者への働きかけに苦慮している場合など、校長会等とも連絡を取りながら何ができるかなど協議できればと感じており、今後の取組の参考とさせていただきます。
48	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	「特別支援教育の推進」に関連して。発達障害のあるお子さんがかなりいると聞くと、そうしたお子さんや親御さんが遠慮なく溶け込めて、自信を持って「うちの子はこうだ」と言えるような学校環境や、教育委員会の方がそうした方々をうまく後押ししてあげられるような状況がつかれるとよいと思う。一番苦しいのは本人で、保護者が申告したくてもできないこともあると思うので、ぜひ考慮してほしい。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	発達障害等のある子どもに対する理解の重要性については、十分に認識しているところで、こうした児童・生徒への教育的支援について、教育ビジョン素案では、主に個別事業「特別支援教育の推進」や個別事業「中学校への特別支援教室の開設」で述べていますが、ここには保護者や地域の方、教職員への理解啓発を進めていくことも含まれています。こうした理解啓発にも取り組みながら、支援を一層充実していきます。
49	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	発達障害という概念が浸透し、お子さんの4～12%はADHDと言われており、ASDも含めると1クラスに1割程度は発達障害、または診断がつかなくてもそのような傾向がある子どもが含まれている状況だと思います。そういうお子さんがいると先生の負担が大きくなってしまおうと思うので、なるべく25名以下で運営してほしいということ、副担任をきちんとつけて、子ども一人ひとりにきちんと寄り添える環境をつくっていただけたらと思います。行政としては診断がつかないと教員の加配ができないのだと思いますが、親御さんの意向として診断をつけたくないということもあると思います。発達障害を疑っても医療に繋がらないお子さんはどうしてもいるので、診断がつかずか否かで線引きせず、支援が必要なお子さんには柔軟に加配するなどしていかないと、先生方はどんどん疲弊し、心の病になってしまうと思うので、きちんとご検討いただけたらと思います。	D 今後の取組の参考とする	発達障害の理解が進み、支援を望まれる方も増えています。これまでも、小・中学校に特別支援教育推進員を派遣し、発達障害等のあるお子さんに対して必要な時に、必要な支援ができるよう配置しています。こうした需要は今後も増える見込みであるため、今後3年間で推進員を増員していく計画です。また、小学校では特別支援教室「まなびの教室」で、発達障害等のあるお子さんがそれぞれの課題を克服して、通常学級での適応を高めるための指導を行っています。これについては東京都から指導対象の児童10名に対して1名の教員が配置されますので、しっかりと東京都に要請し、指導を進めていきます。加えて、来年度から中学校でも特別支援教室を3校で先行実施し、平成31年度から全校実施していく予定であるなど、さまざまな取組を進めているところで、ご理解いただけたらと思います。 加配教員については、算数、数学、英語の少人数教育を行う計画が認められると、申請に基づき東京都から教員1名が加配されます。また、外国籍等のお子さんへの日本語指導における加配制度もあり、これも申請により東京都に認められると加配教員が配置されます。副担任を各クラス1名配置するのは難しいですが、各学校では、加配教員は普通の教員と同様、校務を担ったり担任を持つこともできるため、これを効果的に活用するとともに、区で各校に1名以上配置している非常勤講師等を活用し、1人の教員がいくつかのクラスの副担任を受け持つなど、各学校で工夫しているところ です。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
50	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	新宿区では、親が外国籍であったり、外国にルーツを持つ子どもの教育が大きな課題だと考えます。そうした子どもの日本語教育は、日常会話ができても学校の勉強についていけないというのではなく、日常生活が円滑に行われると同時に、勉強についていけない日本語の教育が求められていると思います。そうした子どもたちが将来日本の社会で生活していくには、きちんと教育を受けなければならないと思いますが、日本語教育を通じた学習支援についてどのように考えているのか、具体的にお話しいただきたい。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	ご指摘のとおり、新宿区は外国籍の子どもや外国にルーツを持つ子どもが多く、従前から支援に取り組んでいるところです。まず、日本語のサポートが必要な子どもが区立学校に入学・転入した場合には、教育センターでの集中指導または学校での初期指導を、保護者と相談しながら行います。その後、学校の中で個別指導を行い、勉強についていけるようサポートします。個別指導は50～70時間ですが、必要な場合は延長も行います。また、中学3年生の生徒に対しては、各校からの推薦により高校進学に向けた集中指導を実施するなど、社会で活躍できる力を身に付けるための指導を行っています。さらに、子どもだけでなく、保護者に対する支援も非常に重要であることから、学校からの文書を翻訳して配付する等の支援も行っています。
51	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	外国籍のお子さんが学力テストを受けても何も書けないというようなことがあると伺いますが、日本語教育をある程度行ってから、その子どもの力量に応じた学年に配置するというような考え方はないのでしょうか。	F 質問に回答する	基本的には年齢に応じた学年に在籍させ、日本語のレベルに応じて日本語サポート指導を行っています。ただし、保護者の意向や環境等に応じて、例えばひとつ下の学年に在籍するという場合もあります。
52	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	「放課後等学習支援」は、勉強についていけない子どもに限定して行っているのでしょうか。もし希望があれば誰でも受け入れるのであれば逆に学力格差が開いてしまう、義務教育が終わった時点で学校を出されて行き場所がなくなってしまう問題がある。もう少し積極的にやらないといけないと思う。 勉強できる、できないの格差を埋めてあげることによっていじめの防止策にもなるので、もう少し格差という言葉があつてよいのではないか。	E 意見として伺う	放課後等学習支援は、教員が個々の子どもの状況を見て、基礎学力の習得や家庭学習の習慣等に課題がある場合等に支援員を配置し指導しています。指導の内容は、基礎的な学習や補習的な内容の課題を出し、家庭で行わせることにより、家庭学習の習慣を身に付けさせることを目的として行っています。今後もしっかりと取組を進めていきます。
53	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	いじめについては丁寧に書かれているが、格差については素案P.141に出てくるのみである。子どもを取り巻く環境の変化について「さまざまな家庭環境に起因する教育機会の格差等、複雑化・多様化が指摘されています。」と他人事のような書き方をされているが、学校でいわゆる落ちこぼれといった問題はあろうか。P.83に「子どもの貧困の連鎖を防止するための新宿区の取組」の記載はあるが、教育委員会所管の事業がない。格差は今大きな問題になっていると思うが、結果としての教育格差、学習についていけない子どもに対して、区は何をしているのか、何をしようとしているのかを確認したい。	F 質問に回答する	「放課後等学習支援」を取組の方向性22「家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備」に位置付け実施しています。授業だけでは学習の定着が難しいお子さんに対して、放課後等の時間を活用し、放課後等学習支援員を配置して、基礎学力の定着を図る取組を行っています。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
54	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	性同一性障害の子どもについては、どのように対応しているか。	F 質問に回答する	各学校に対しては、子どもの気持ちに寄り添った対応を呼びかけています。具体的に相談があった場合は、更衣室やトイレの使い方も配慮するよう呼びかけています。また、中学校には標準服がありますが、スカートを書くことに嫌悪感がある子どもについては、ズボンでも構わないとの対応をしている事例もあり、柔軟に対応しています。性同一性障害については、教員研修で取り上げるなど課題認識を持っており、今後もしっかりと対応していきます。
55	施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	ずっと新宿区で共働き家庭で子育てしてきましたが、今回、素案に初めて学童保育のことが盛り込まれ、とても良いことだと思います。しかし、働く親が増えてきている中、保育園も学童保育も定員オーバーで詰め込み状態です。学校内に学童保育があるところもありますが、そこもぎゅうぎゅう詰めだと子ども自身が言っている状況です。「家庭や地域とともにすすめる教育の実現」とありますが、学童クラブは働く親にとっては家庭の代わりとよく言われます。学校と連携して子どもたちを育てていく場であると学童指針にもあるので、例えば空いている教室を学童保育で活用して、子どもたちが取り組みたいことは取り組めるようにしてほしい。詰め込み状態だと、植物を育てて観察してみたいなど、学校ではなく放課後に自分がやりたいことに責任を持って取り組むことができない環境なので、ぜひ子ども家庭部と連携して、放課後の子どもの育ちも助けていただきたいと思います。	D 今後の取組の参考とする	学童クラブは教育委員会の所管ではないから関わりがないということではなく、「オール新宿」で取り組んでいくという姿勢を教育ビジョンで示しています。子ども家庭部と連携しながら、子どもたちのよい育ちを促す環境づくりに取り組んでいきます。なお、学童クラブ等、放課後の子どもの居場所を子ども家庭部で整備していますが、素案94ページの個別事業「学校図書館の充実」では、週2回程度、学校図書館を放課後等に利用できるようにして、読書活動や子どもたちの自学自習・調べ学習等を推進していくというもので、実施にあたっては各校の放課後子どもひろばの事業者と連携するなど、各事業の運営の際は学校・子ども家庭部・教育委員会ですっきり連携していく考えです。また、放課後にいろいろな活動をするということについては、地域協働学校の取組の中で、放課後に限らず、朝や休み時間、授業等で地域の方々にさまざまなご支援をいただいていますので、こうしたことにも引き続き取り組んでいきます。
56	施策9 学校の教育力の強化	個別事業33「学校評価の充実」について、小・中学校の先生は基本的に県費負担の教職員だが、そういった教職員が新宿区に赴任してすぐ「自己評価」を行い、それを公表しなければならないということについては、東京都内の自治体全体として同様であるということを説明していただきたい。 また、第三者評価はどのように行うのか。	F 質問に回答する	学校評価の結果については、新宿区のみならず、公表することが決められているため、他の自治体から新宿区に異動してきたとしても、学校評価を行い、その結果を公表するという点は共通しているところです。 第三者評価は、学校が立てた目標の進捗状況について第三者から評価をいただくもので、大学教授等の専門家が、1校につき2名のチームとなり、授業の観察や校長の学校経営方針の確認、学校評価の運営状況等についてヒアリングを行います。第三者評価は、区立学校40校のうち1年に20校ずつ実施するとともに、第三者評価を行った翌年度には、教育委員会による学校訪問を行い、前年度の第三者評価での指摘事項に対する学校の取組状況を確認しています。
57	施策9 学校の教育力の強化	個別事業33「学校評価の充実」に関連して、区立幼稚園の学校評価はどのように行うのか。四谷子ども園等、幼稚園機能のある認定子ども園では評価を行っている。できるだけ早く幼稚園の学校評価に力を入れていただきたい。	E 意見として伺う	幼稚園の学校評価については、園ごとに園評価を実施し、それを公表及び報告をしていますが、教育委員会で報告様式を定めた学校評価を行っているのは、小学校・中学校・特別支援学校となります。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
58	施策9 学校の教育力の強化	個別事業69「部活動を支える環境の整備」について、杉並区で、地域の方の支援でクラブ活動をしているという事例があったので、学校に訊いたところ、新宿区ではそのような体制は未整備とのことだった。すぐに取り組める方法ではないかと思うが、いかがか。	E 意見として伺う	現在、生徒の部活動を支えるとともに、教員の負担軽減を図るため、区立中学校に123ある部活動のうち、各校から指導員の派遣要請のあった54のすべての部活動について、体育協会会員、新宿未来創造財団の人材バンク登録者等の外部指導員を配置しています。 地域の関係団体や民間事業者等を活用した「部活動指導員」のあり方については、杉並区等の事例も参考にしながら、今年度設置した部活動のあり方に関する検討委員会の中で検討を進めていきます。
59	施策9 学校の教育力の強化	教員の勤務環境の問題ですが、小学校と中学校ではだいぶ違うのかなという気がしています。小学校はだいぶ改善されてきているが、部活が多い中学校は負担があるのかなと。外部指導員等について、国の指針に基づき、との話がありましたが、以前から地域スポーツの方では、外部指導員をどんどん入れていただいたら、との意見もしていますので、積極的に捉えていただければと思っています。	D 今後の取組の参考とする	教員の部活動に係る負担については、ご意見のとおりと考えています。教員の勤務環境の改善については、国でさまざまな検討や調査等がされており、区としてもしっかりと検討していきたいと考えています。部活動への外部指導員の導入については、現在の取組として、生徒の部活動を支えるとともに、教員の負担軽減を図るため、区立中学校に123ある部活動のうち、各校から指導員の派遣要請のあった54のすべての部活動について、体育協会会員、新宿未来創造財団の人材バンク登録者等の外部指導員を配置しています。その上で、今年度から、基礎的な調査や検討を始めているところですが、国の方針等をふまえて準備を行い、平成31年度からしっかりと取り組んでいきたいと考えています。地域でも外部指導員を入れた方がよいというご意見があるとのこと、これまでも、中学校では地域の方にご協力いただき、一部の部活動では外部の方に指導していただいている例もあります。こうした状況をふまつつつ、子どもたちの活動の充実と、教員の負担軽減の両方の視点を持って取り組んでいきます。
60	施策9 学校の教育力の強化	教職員の方々の健康が気になっています。心身ともに健康でいていただきたい。健康であってこそ教育力も上がり、子どもたちの未来につながっていくと思います。「24 教職員の勤務環境の改善」について、新聞によると学校の現状はブラック企業と同じだと書かれていました。学校の中を知れば知るほどその通りだと思うのですが、先生方が心身ともに健康であるために、新宿区としてどのようなことを考えているのか、何かビジョンをお持ちなのか、お伺いしたい。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	文部科学省と東京都が教員の勤務実態調査の結果を公表しましたが、区でも独自に調査を行い、結果として同様の傾向があったことを重く受け止めているところです。今後は、「24 教職員の勤務環境の改善」とおり、外部の専門人材の活用や、部活動を支える環境の整備、学校の法律相談体制の整備等を進めていきます。また、抜本的に教員の勤務時間をどうすれば短くできるのかの議論も当然必要になるかと思えます。これについては、今後、教育委員会の事務局職員と学校関係者でプロジェクトチームを発足し、具体的な方策を検討していきます。教員の健康は何より大事であると認識しており、教員が気持ちに余裕をもって業務を進められるような環境を構築できるよう検討を進めます。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
61	施策9 学校の教育力の強化	「教職員の勤務環境の改善」について、私は小学校の前に住んでおり、早朝から夜遅くまで学校の電気がついていて、本当に長い時間勤務されているのを毎日見えています。そういう点では、授業後の整理や課題、行事等、非常に過大になっているのではないかと。どのように環境を確保しているのか。教職員をもっと増やしていかなければならないのではないかと。例えば大久保地域の学校は外国籍のお子さんが多く在籍し、だんだん増えていく中で、そのフォローを先生に任せる訳にはいかないのでは、専任なりアドバイザーの方々をきちんと配置することを考える中で「確保」なのか、具体的にどんなことを考えているのかお示しいただきたい。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	文部科学省や東京都の教員の勤務実態について調査結果が出され、校内で過ごす時間の長さが指摘されていました。新宿区でも独自に6～7月に調査を行いました。同様の傾向がありました。 教員数については国や東京都で基準がありますが、算数・数学・英語の少人数指導や、日本語指導にかかわる加配教員の制度を活用して増員している学校もあります。併せて、学習支援のほか学校の校務も分担できる区費の非常勤講師を各校1名以上配置し、少しでも校務の平準化につながる取組を進めています。 また、中学校の部活動支援や学校の法律相談体制の構築等、学校の負担軽減に有効な取組を進めていきます。詳細は、教育委員会の事務局職員と学校関係者によるプロジェクトチームを立ち上げ、区の調査結果も踏まえて検討し、実行力のある取組により、教員が働きやすい環境となるよう努めていきます。
62	施策9 学校の教育力の強化	OJTの推進を挙げられています。すでにOJTはやられていると思いますが、現状を見ながら本当にやっていけるのか、そのあたりを伺いたいです。	F 質問に回答する	教員は職務を通じて自分の力を高めるということを行っていますが、このOJTを充実させるためには、育てる視点や目標等を明確にしなければ効果的・効率的な育成は行えないものと思います。区では、教員一人ひとりに、伸ばしたい力を明確にしながら、計画的に育成を図っていきたくと考えています。また、退職校長による学校支援アドバイザーを7名配置しており、巡回しながら育成状況を確認することも行っています。
63	施策9 学校の教育力の強化	若い教員が増えた感じがしますが、どのような理由で若い教員が増えたのか。自らも子育てをしてきた教員の方々が10年前と比較すると少なくなっているのでは。自ら子育てをしながらそうして蓄積されたものを学校教育に反映していくという部分は非常に重要だと感じています。	D 今後の取組の参考とする	若い世代の教員が増えている現状として、いわゆる団塊世代の大量退職と、それを補充する形で新規の採用が大きな流れとしてあります。東京都で採用するときには、新卒の教員だけでなく、社会人の経験者枠から採用するケースもあります。本区においても若い教員が増えており、自らの子育ての経験という点では限りがありますが、若手教員の育成として、校長経験のある「学校支援アドバイザー」を7名配置し、学期に複数回、若手教員を対象に手厚く巡回し、学級経営や教科指導の基礎を指導しています。また、校内でのOJTも併せて行っており、そうした取組により教員の資質を高めていきたくと考えます。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
64	施策9 学校の教育力の強化	小学校の児童数が増えているのは非常に良いことだと思いますが、一方で、公立中学校の生徒数が減っていることについては触れられなかったので、どう改善していこうとしていますか。地域としても、公立学校にできるだけ多く来てもらえるよう魅力を作っていかなければ、という話をしていますが、教育委員会の考えを伺いたい。	F 質問に回答する	小学校から中学校への進学については、かなりの割合で区立以外の中学校に進学している現状があります。その背景には、私立校はそれぞれ独自の教育方針を打ち出していて、一定の保護者はそうした理念や方針に共感し、子どもを進学させているものと考えています。また、中高一貫教育校が増え、高校からの希望校への進学が一層厳しさを増していることから、中学段階での大学附属校や、中高一貫教育校への進学希望者が増えたことなども、大きな要因と考えています。教育委員会としても、できるだけ区立小学校で学んだ子どもたちに、そのまま地元の区立中学校に進んでほしいとの願いを持っています。そこで現在取り組んでいることとしては、小中連携を推進していくことです。義務教育の9年間でどんな子どもたちを育てていきたいかについて、中学校区単位で協議し、取り組んでいます。また、平成29年度から全小・中学校が地域協働学校になっています。公立学校の強みは地域との繋がり、多くの方々との繋がりにあると思いますので、いろいろな方に学校にかかわっていただく中で、物事に粘り強く取り組む姿勢や力を身に付けさせるなど、魅力ある取組を行っていることを広く発信していくことが、区立中学校に進学してもらえることに繋がるのではないかと考えています。教育委員会としても、各中学校の魅力的な教育活動を積極的にPRしていきたいと考えています。
65	施策10 学校環境の整備・充実	小学校4年生の子どもがいるのですが、1年生の時から1クラス39～40名で押し込められている状況で、夏休みを過ぎると41名になったりしています。やはりそれでは先生の負担感がすごく大きいらしく、保護者として見ても感じます。子ども一人ひとりに寄り添えないだろうな、見きれないだろうな、と思います。	D 今後の取組の参考とする	各クラスの規模について、小学校1年生については35人を基準として編成に取り組んでいますが、4月1日以降の変動や、それに対応できないところが一部あるかと思います。2年生以上になると40人を基本とし、できる限り少人数で編成しています。
66	施策10 学校環境の整備・充実	個別事業75「学校施設の改善」について、学校トイレの洋式化とあるが、カビにより学校トイレの環境が悪く、学校から環境改善を要請してもらっている。体力向上よりも、まず健康であることが大事。また、トイレがいじめの発端になるとも昔から言われているので、学校トイレの環境改善を何よりも優先してほしい。	E 意見として伺う	学校トイレは定期的に清掃し、衛生環境の保全に努めています。児童・生徒に安全・安心な環境を確保するとともに、災害発生時に地域住民の避難所としての機能を向上させるため、学校トイレの洋式化を推進していきます。
67	施策10 学校環境の整備・充実	落合第五小学校の卒業生です。今、同校は各学年1学級くらいしかないと思います。前区長に「ぜひ潰さないでほしい」と言ったら「絶対に潰しません」と言っていました。また、保護者の方が、児童数が少ないとできるクラブが限られるので、本当は落合第五小学校に行かせたいが別の学校に行かせているということでした。私の地元の落合第二小学校もおそらく2学級くらいだと思います。子どもの数は増えているとの説明でしたが、長い目で見て、どのように考えているのか。少なくとも1学年に3学級くらいはないと学校は成り立たないだろうと思います。	F 質問に回答する	落合第二小学校は全学年2学級編成、落合第五小学校は従来全学年1学級でしたが、今年は1年生は2学級の編成です。平成24年3月に策定した「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」では、小学校は各学年2学級から3学級が適正規模としています。新宿区の子ども的人口はここ10年で1割程度増えており、この傾向は今後しばらく続いていくと考えています。今後は、子どもの増加に合わせて教室数を増やしていくなど、より良い環境整備に努めていきます。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
68	施策10 学校環境の整備・充実	「将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進」は、学校の統廃合が行われるかのような印象を受ける。教育委員会として強い考えを持っておかないと、公共施設等総合管理計画の施設削減の方向性に押し切られてしまっているのではないかと懸念される。学校は地域の方が集まれる大切な場所である。子どもが減ったら統廃合するのでは、地域の核が無くなってしまふ。	B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	児童・生徒数は2025年までは増えていくと予測しています。学校施設については、学校自体の老朽化が進む中で、どのように教室数を確保していくかが課題です。公共施設等総合管理計画では、将来の児童・生徒数の動向をふまえて、適正規模及び適正配置基準に基づき配置を行うこととしているところですが、まずは児童・生徒数の増加への対応を念頭に、2020年度までに、建物の長寿命化や更新等も含めた検討を行っていく予定であり、現時点では、学校数を削減する考えはありません。
69	施策10 学校環境の整備・充実	学校の老朽化の問題ですが、西戸山小学校も65周年となり、これから70年に向かっていきます。「小・中学校施設の長寿命化を基本とし」とあるのですが、それがどういう意味なのかということと、小学校を何年ぐらいで建て替えるのか。隣の新宿西戸山中学校はとても綺麗な一方、西戸山小学校は夏は暑く、冬は寒いという状況がありますので、そのあたりを簡単に教えてください。	F 質問に回答する	教育委員会としてはできるだけ既存の施設を長く使っていきたいという思いがあります。全校で耐震工事を終えており、子どもたちの安心・安全は確保しています。また、全校で普通教室の空調化も終えるなど、既存の施設の中でできる限りの施設整備を進めているところです。直近では愛日小学校を建替えましたが、耐震化は行ったものの擁壁等の危険性の面での安全・安心の確保という理由から建て替えを行いました。従って、愛日小学校については年次で建て替えたというものではありません。また、建設に30億円程度かかりましたが、大規模な予算を使うという面でも、教育委員会としてはなるべく今の施設の長寿命化を図り、事故が起こらない、傷みが起こらないような予防保全を行い、既存の施設を長く使いたいと思っています。今後は、個別の学校施設の寿命等を調査し、教育委員会事務局に立ち上げたプロジェクトチームで大小含めて改修の必要性について議論し、32年度までに個別施設計画をお示しする予定です。
70	施策10 学校環境の整備・充実	学校施設的环境対策として、シックハウス症候群等について検査しているかどうかお尋ねします。新設された愛日小学校では検査していたり、その他の学校でもそのことをPTAに伝えたりしていることは分かるのですが、私がぜひお願いしたいのは、検査を実施していることをまず区民に伝えるのと、結果を教育委員会や文教子ども委員会で、またはホームページ等で公表してほしいのですが、それをするおつもりはありますかということ。また、アスベストについても調査・公表し、区民に伝えていただきたい。	E 意見として伺う	環境のチェックについては各校で実施し、シックハウス症候群等が起きないように環境整備を行っています。ホルムアルデヒド等の対策については、各校お父さんや保護者に説明をしていくことは大変重要であると思っています。それをとりまとめて公表するという考え方はありませんが、基本的にはきちんと調査し、環境上の問題は発生していない状況です。また、施設改修の際にはそうした問題が起こらないよう事前に調査し、有害物質が出ないように対策を取っており、引き続きそのように対応していきます。アスベスト対策については、全区有施設のアスベスト対策が終わっており、公表しています。アスベスト対策として、完全に除去した場所のほか、人が出入りしない場所で壁の中に封じ込める形を取った場所がありますが、そこに工事が入る場合は除去が必要ですので、その場合は保護者や近隣住民にきちんと説明して、工事に入っています。

意見番号	施策	意見(要旨)	対応区分	回答(要旨)
71	その他	教育委員会が文部科学省の内容を具体化するだけなのであれば、教育委員会は要らないと思っています。もし教育委員会が教育のことだけやるのであれば、学校の統廃合や図書館を作る等、建物や設備を作ることは教育委員会の仕事にするべきではないと思う。教育の本質は何なのかを教育委員会が考えてほしい。区長が参加するような会議がつくられています。行政が関わってきているという方向は、教育委員会を実質廃止する方向だろうと理解していますが、教育委員会はどうか考えているかお聞かせ願いたい。	E 意見として伺う	区長と教育委員、教育長がテーマを決めて意見交換を行う「総合教育会議」を、年2回程度行っています。今年度は区の総合計画、第一次実行計画、教育委員会の教育ビジョンの策定を進めている年でもあり、総合教育会議の中で今後10年間を見据えた子どもたちの育ちを整理して、どういう教育を展開していくのかといったことについて意見交換をしています。教育委員会の要否については、必要であるからこうした制度があるものと考えます。
72	その他	女神湖高原学園について、指定管理者が変わった際、什器等をすべて新調しなければならなかった事例がある。区民としては、指定管理者が替わる際は、事業者間で円満に引き継いでもらいたい。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	一般的なこととして、指定管理者の変更によって利用者へのサービスが低下することがあってはならないので、区としても引継ぎ等を行い、留意して取り組んでいきます。
73	その他	学校のチャイムについて、自宅が学校から50メートルくらいのところにあり、窓を閉めてもかなりクリアに聞こえます。デスクワークが中断されることがあるので、できれば無くしてほしいのですが、もう少し音量を下げしてほしいというのが要望です。学校の授業は時間割に従って行われていますし、校庭にも時計はあります。小学生なら時計は読めますし、ノーチャイムの学校もあります。ロボットのような、条件反射的な人間を育てているように感じる。	E 意見として伺う	学校のチャイムについては、細かなカリキュラムが組まれている中で、集団で活動して教育と遊びを両立させている施設ですので、チャイムの効果を感じているところです。近隣の方への音への影響については、音量の調整ができるものであるか否か、また、必要な音量については、引き続き研究させていただきたいと思えます。
74	その他	戦後70年間の教育について。最近、日本の経済力は低下しており、主として少子高齢化が起こった結果だとは思いますが、少子高齢化が進む中、従来の教育の延長で日本の国力は維持できるのかどうか、教育委員会はどうか考えているのかを伺いたい。	F 質問に回答する	今後の教育の方向性について、グローバル化が進展し先行きが見通せない指摘される中、子どもたちが着実に知識や技術等を身に付けるとともに、それを活用でき、学び続けることができる力、学びに向かう姿勢といったことを、これからの教育では大事にしていきます。このような方向で進めることにより、子どもたちに明るい未来を切り拓いていく力を育成したいと考えています。

意見 番号	施策	意見(要旨)	対応 区分	回答(要旨)
75	その他	<p>文部科学省は非常にきめ細かく教育に関与しているように思う。教科書も検定し、日本共通の成果として、教育内容が均一化し、一定のレベルの成果をあげていると思う。ただ、その結果として新宿区に教育委員会がある必要があるのか。教育委員会で教科書を選ぶ際も、検定済みの教科書でないと教えられず、非常に幅が狭い。昔は「教科書を使って」教えていたが、今は「教科書を教える」ような感じになってきた。その結果として、そこで育つ子どもたちが同じ考え方になりつつある。ユニバーサルデザイン、グローバル化等益々ある意味で均一化される。日本の文化がモノカルチャー化して、その結果経済界も不祥事が出ているといった状態という認識がある。均一化の方向ではなく、変わった人たちを育てることも必要なのではないか。</p>	E 意見 として伺 う	<p>新宿区は多様性のまちと言われており、さまざまな個性豊かな子どもたちが多くいるまちと捉えています。そうした子どもたちの個性や能力を生かし、未来を切り拓く力を備えた子どもたちに育てていくために、教育委員会としては、教育目標の実現に向け教育ビジョンをもとにしっかりと取り組んでいきたいと考えています。</p>

新宿区教育ビジョン（素案）に対する
「パブリック・コメントにおける意見要旨と教育委員会の考え方」
「地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

平成 30 年 3 月 発行

印刷物作成番号

2017-29-5501

発 行：新宿区教育委員会事務局教育調整課
新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
電話 03 (3209) 1111 (代表)